

一般廃棄物処理基本計画の改定に当たって



令和 8 (2026) 年 7 月

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

東京二十三区清掃一部事務組合は、現在 980 万人に迫る区民が暮らす東京 23 区において、区民の都市生活基盤である一般廃棄物の中間処理を共同で行うために設立された特別地方公共団体です。平成 12 年の設立から今年で 27 年目を迎え、当組合を取り巻く環境も大きく変化する中で、一般廃棄物処理基本計画の改定も 5 回目となりました。

前回の改定から 5 年が経過し、脱炭素社会の実現に向けた動きや循環経済に対する取組が一層加速しており、プラスチックの循環利用等に関連する法整備が進んでいるほか、急速な人口構造の変化とデジタル技術の飛躍的な進展、激甚化する自然災害への備えなど課題が山積しており、廃棄物処理体制のあり方に大きな影響を及ぼしています。

近年では、地震や風水害等の自然災害、他自治体の処理施設稼働停止が増加している中、令和 6 年能登半島地震に伴い発生した石川県内の災害廃棄物や令和 7 年の他自治体ごみ処理施設の火災に伴う可燃ごみの受入れなど、当組合には迅速かつ広域的な連携による支援が求められています。こうした状況を踏まえ、複雑・多様化する課題と多岐にわたる変化を的確に捉え、時代に即した施策を展開しなければなりません。

今回の改定は、計画期間を令和 8 年度から令和 22 年度までとし、23 区から発生する一般廃棄物を将来にわたって確実に処理するため、平成初頭に建設した清掃工場の建替時期の重複による課題等に対応するほか、災害対策の強化として地震や風水害等の有事に備えた清掃工場の強靱化、最終処分場の延命化、焼却熱によるエネルギーの有効利用などを引き続き推進していくことで、循環型ごみ処理システムの推進を目指すものとしています。

また、今回の計画改定に当たっては、23 区において「清掃事業の課題」について検討が行われ、将来のごみ量推計や更なるごみ減量施策など、23 区として様々な課題についての議論が進められる中で、本計画の方向性等について確認いただきました。

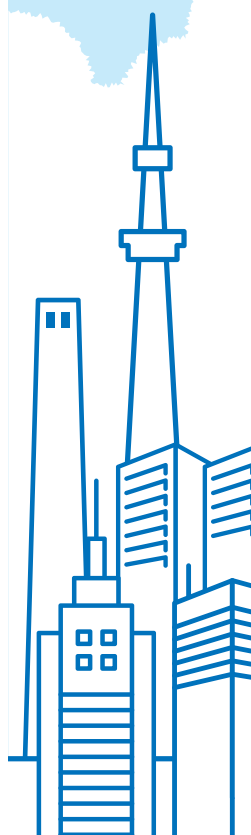
当組合は、今後も 23 区・東京都と連携し、持続可能な資源循環型社会の形成に向けて計画を着実に進め、経営理念である「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的な運営」という使命を果たしてまいります。

結びに、本計画の改定に際しまして、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様に心より感謝申し上げます。

目次

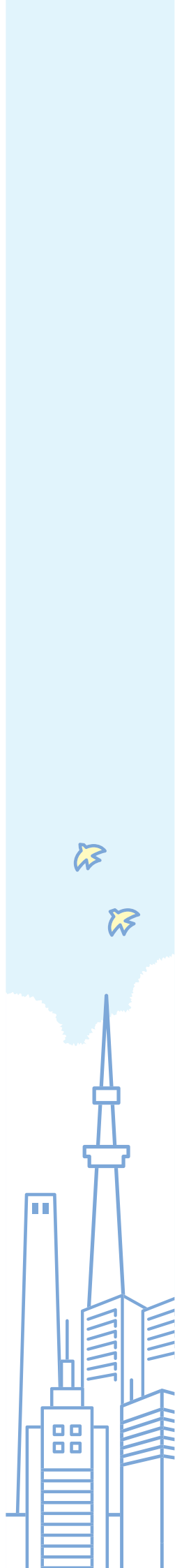
本 編

はじめに	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の改定について	2
1 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画	2
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
3 一廃計画改定の経過と基本的な考え方	3
4 廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の動向	4
<コラム ゼロカーボンシティ特別区>	6
第2章 23区の概況とごみ処理の現状	8
1 人口及び事業所数	8
2 ごみ処理の流れ	9
3 ごみ量及び清掃工場処理量並びに最終処分量	10
4 ごみの組成	12
5 ごみの中間処理に係る経費	13
<コラム ごみ焼却のエネルギーで発電>	13
第3章 前計画の取組状況と課題	14
1 前計画の取組状況	14
2 前計画の取組における課題	15
第4章 本計画の施策及び取組	16
1 本計画の施策体系	16
2 本計画の取組	17



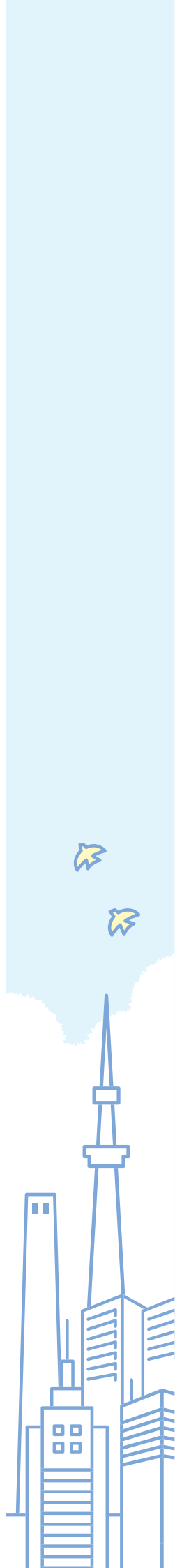
本 編

第5章 ごみ量推計	20
1 長期的なごみ量推計の位置付け	20
2 ごみ量推計	20
3 清掃工場処理量の推計	22
<コラム カーボンニュートラルを目指して ①>	23
第6章 施設整備計画	24
1 これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯	24
2 清掃工場の施設整備計画	25
3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画	32
4 休止した中防灰溶融施設に関する今後の計画	32
<コラム 清掃工場が止まるとどうなる？>	33
第7章 最終処分場の延命化	34
1 最終処分場の延命化に当たって	34
2 最終処分量削減に向けた取組	34
3 最終処分量の計画	35
第8章 生活排水処理基本計画	36
1 現状	36
2 基本方針	36
3 処理計画	37
<コラム 資材も人件費も…施設整備費高騰の波>	39
<コラム 最終処分場を1日でも長く使うために ①>	40



資料編

I 前計画の取組状況	42
<コラム 脱炭素に向けた取組（CCUSについて）>	51
II ごみ量推計	52
1 家庭ごみ量の推計	52
<コラム 人口が増えていくのに家庭ごみ等は減っていく見込みなの？>	54
2 事業系ごみ量の推計	55
<コラム カーボンニュートラルを目指して ②>	57
III 清掃工場の施設整備	58
1 施設整備計画の策定方法	58
2 必要となる焼却余力	59
3 計画年間焼却能力	60
4 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間	63
5 整備検討対象工場の現況	64
6 清掃工場の稼働年数の推移	67
7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保	67
8 建設工事における費用縮減の取組	71
9 施設整備計画の策定とごみ量	72
IV 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備	73
1 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移	73
2 各施設の現状と課題	73
V 最終処分量削減の取組	75
1 焼却灰の資源化	75
2 不燃ごみ・粗大ごみの処理	76
VI ごみ減量の可能性	78
1 国の動向	78
2 東京都の動向	79
<コラム ごみを燃料にして飛行機を飛ばす>	82
3 ごみ性状から見たごみ減量の可能性	83
<コラム 最終処分場を1日でも長く使うために ②>	84
<参考>施設配置図及び施設一覧	85



東京二十三区清掃一部事務組合 キャラクター紹介



くみちゃん



清掃工場の
お兄さん



キャット兄さん

ごみ怪獣たち



カーネン



フーネン



キング・ソーダイ

はじめに

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、東京23区の一般廃棄物の中間処理について定めるもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年ごとに改定することとしています。

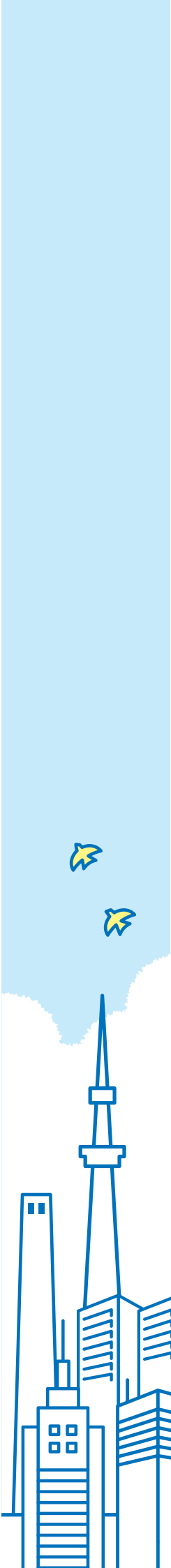
令和3年2月に前計画を改定した以降、国は令和5年6月には2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化など新たな視点を追加した「廃棄物処理施設整備計画」を策定し、令和6年8月に循環経済を国家戦略とする「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。また、令和7年2月には第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させた目標値とするため「廃棄物処理基本方針」を改定しています。

東京都では、令和7年3月に2050年までのCO₂排出実質ゼロの実現に向けたビジョンと具体的な取組やロードマップを「ゼロエミッション東京戦略Beyondカーボンハーフ」として、従来目標の2030年温室効果ガス削減量50%の先を見据えた実効性のある取組と重点プロジェクトを策定しました。

さらに、令和8年3月には、新たに2035年のビジョンと中期的に取り組むべき施策展開の方向性を提示し、廃棄物処理システムの更なる充実強化を目指すため「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画の改定に当たっては、こうした国や東京都の廃棄物処理に係る取組や社会環境の変化を踏まえ、検討を開始しましたが、将来のごみ量推計と、それに基づく清掃工場整備計画を多角的な視点から精査、検討を重ねたため、改定時期を当初より1年半延期した令和8年度としました。

なお、前述の国や東京都の施策を踏まえ、今後、23区のごみを取り巻く状況は大きく変化していく可能性が考えられます。清掃一組では、このような社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、本計画の見直しを行っていきます。



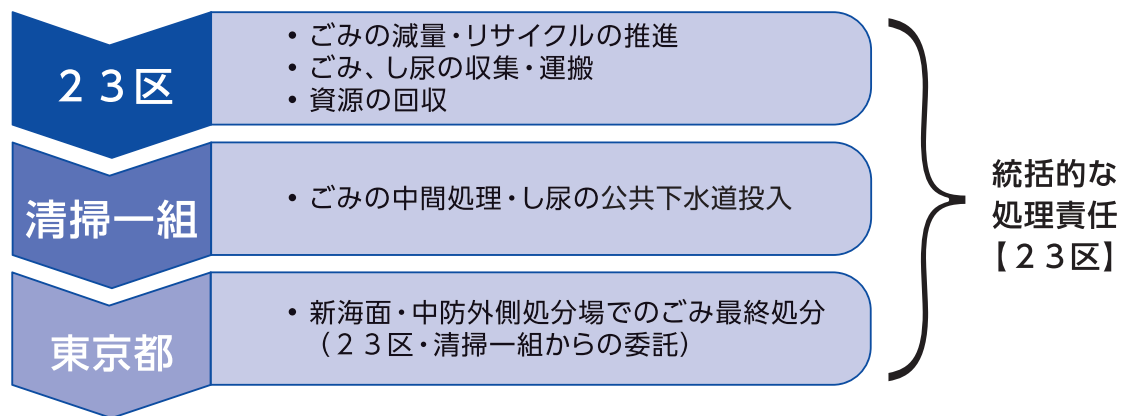


第1章

一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画

23区の清掃事業は、ごみ、し尿の収集・運搬及び資源の回収を各区が、ごみの中間処理及びし尿等の前処理を23区による共同処理として清掃一組が実施し、最終処分は23区と清掃一組が東京都に委託しています。このため、清掃一組の計画は、焼却処理等によるごみの中間処理及びし尿の公共下水道投入を主な内容としています。

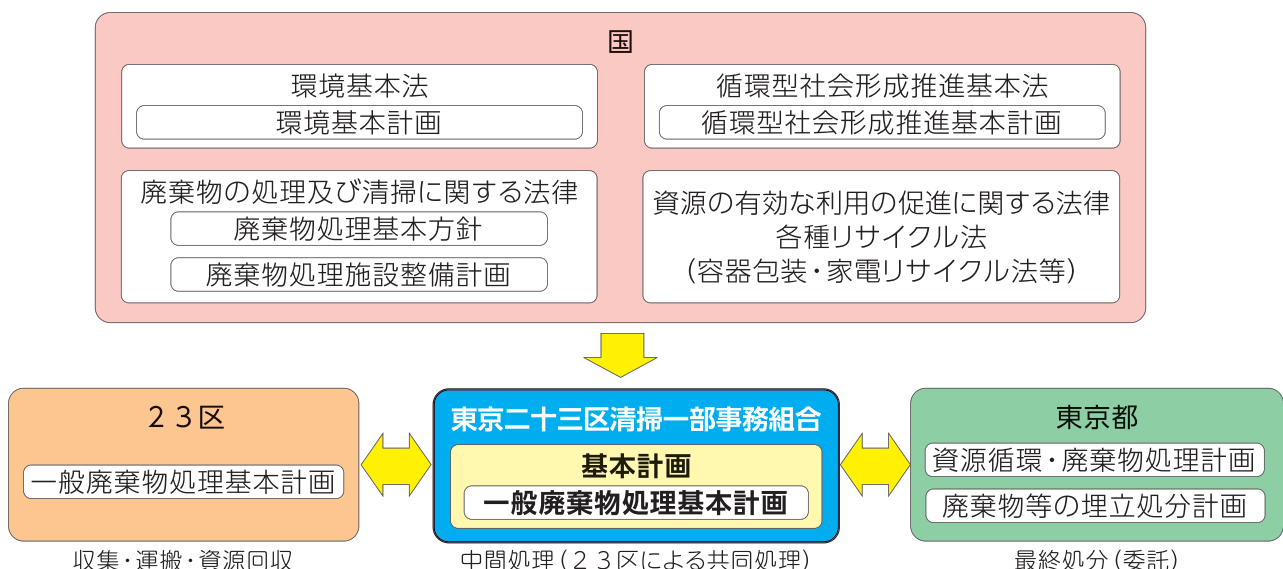


図－１－１ 23区・清掃一組・東京都の役割

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、清掃一組の中長期の総合的な計画である「東京二十三区清掃一部事務組合基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な事項について定めたものです。

また、改定に当たっては、図－１－２に示すとおり、国、東京都及び23区の計画等と調和を図って策定します。



図－１－２ 本計画と各種計画との位置付け

3 一廃計画改定の経過と基本的な考え方

清掃一組の一廃計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」(以下「策定指針」という。)に沿って概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、適時見直し改定を行います。

本計画(第6次一廃計画)は、計画期間内のごみ量推計と、それに影響を受ける清掃工場整備計画を多角的な視点から精査・検討を重ねたため、改定時期を当初より1年半延期し、令和8年度に改定することとしました。

なお、次期計画(第7次一廃計画)の計画期間は令和12年度からとする予定です。

表-1-1 これまでの一廃計画改定の経過

	策定・改定年月	計画期間
第1次一廃計画	平成12年4月	平成12年度から平成23年度まで
第2次一廃計画	平成18年1月	平成18年度から平成32年度まで
第3次一廃計画	平成22年2月	平成22年度から平成32年度まで
第4次一廃計画	平成27年2月	平成27年度から平成41年度まで
第5次一廃計画	令和3年2月	令和3年度から令和16年度まで
第6次一廃計画(本計画)	令和8年度	令和8年度から令和22年度まで

一廃計画の改定は、次の基本的な考え方に基づき行います。

- (1) 本計画の目標は、「基本計画」を踏まえ設定します。
- (2) 国の策定指針で一部事務組合や広域連合は、構成区市町村と十分協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要があるとしています。本計画は、特別区長会で確認された「施設整備計画策定のための連携」を踏まえ、23区や東京都の委員が参画する東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会を設置し、23区や東京都と連携して策定しています。

また、本計画の改定に当たっては、前計画の施策の体系や取組等を参考としつつ、国や東京都の施策及び社会環境の変化を踏まえるとともに、23区の計画の内容を把握した上で、以下の事項を検討します。

ア ごみ量

ごみ量の予測は、国の策定指針に基づき、人口動態や社会・経済情勢、関連法令などの趣旨を踏まえた上で行います。

イ 施設整備計画

安定的かつ効率的な処理を基本としつつ、財政負担の平準化についても配慮します。

また、施設規模のアンバランスの是正についても検討します。

ウ 最終処分量

最終処分量の目標は前計画を基本としつつ、最終処分量の削減に向けた新たな取組について検討します。



4 廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の動向（令和7年度時点）

（1）国の計画及び方針

ア 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年度から令和12年度まで）

循環型社会形成推進基本法に基づき策定される計画で、令和6年8月に第五次計画が策定されました。この計画では、地方公共団体と各地域主体との連携・協働による循環システムの構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や廃棄物管理基盤の強靱化、廃棄物の適正処理・環境再生などを掲げ、その実現に向けた施策とその指標や目標値が示されています。なお、新たな指標として廃棄物の排出抑制や循環利用の状況を把握するという観点から「1人1日当たりごみ焼却量」の目標値が示されました。

令和6年9月5日環境省通知「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」では、それぞれの区市町村における令和2年度の実績に対して16%減じた数値と580グラムとを比較して大きい方の数値を「計画1人1日平均排出量」の上限値として設定するとされています。施設整備の主要財源となっている国の循環型社会形成推進交付金において、新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎に上限値が設定されたもので、重要な指標となっています。

表－1－2 第五次循環型社会形成推進基本計画の目標

指 標	令和12年度目標
1人1日当たりごみ焼却量	約580g
入口側の循環利用率 (原材料の投入量に占める再生資源の比率)	約19%
出口側の循環利用率 (廃棄物の排出量に占める再生資源化量の比率)	約44%
最終処分量	約1,100万トン

イ 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理基本方針（令和7年2月環境省告示第6号）は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣が廃棄物の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められました。

令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画で掲げた目標数値との整合をとる変更が行われ、目標値が以下のように示されました。

表－1－3 廃棄物処理基本方針の目標値

項 目	令和12年度目標
排出量	令和4年度比 約9%削減
出口側の循環利用率	約26%
最終処分量	令和4年度比 約5%削減

ウ 廃棄物処理施設整備計画（令和5年度から令和9年度まで）

廃棄物処理基本方針に即して策定される計画で、令和5年6月に策定されました。新計画では、従来から取り組んできた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組について明記しているほか、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点などを追加し、脱炭素化・資源循環の一体推進を目指しています。

また、施設の整備に当たっては、その費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、広域化・集約化による効率的な施設整備の取組に加え、長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを縮減・平準化することが求められています。

表－１－４ 廃棄物処理施設整備計画の目標

項 目	令和9年度目標
ごみのリサイクル率	28%
最終処分場の残余年数	令和2年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備された ごみ焼却施設の発電効率の平均値	22%

(2) 東京都の計画

東京都は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、新たに2035年のビジョンと中期的に取り組むべき施策展開の方向性を提示し、廃棄物処理システムの更なる充実強化を目指すため、令和8年3月に東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定しています。この計画において、一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率及び最終処分量等を選定し、各年度における進捗管理を行うとともに、計画に基づく各施策の強化・進展を図ることで、目標の達成を目指していくこととしています。

また、令和4年2月には新海面処分場の延命化のために、廃棄物等の埋立処分計画が改定され、一般廃棄物の最終処分量の計画目標値が以下のように示されています。

ア 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和8年度から令和12年度まで）

表－１－５ 東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標

計画目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度	備 考
一般廃棄物排出量	368万トン	358万トン	将来推計より設定
一般廃棄物 再生利用率	37%	40%	将来推計より設定
最終処分量 （一般廃棄物と産業 廃棄物の合計）	43万トン	41万トン	将来推計より設定
家庭と大規模オフィス ビルからのプラス チック焼却量	2017年度比40%削減	2017年度比50%削減	プラスチック削減プログラム 及び2050東京戦略にて設定
食品ロス発生量	2000年度比60%削減	2000年度比65%削減	食品ロス削減推進計画及び 2050東京戦略にて設定



イ 廃棄物等の埋立処分計画（令和4年度から令和18年度まで）

表－１－６ 廃棄物等の埋立処分計画の目標値

項 目	計画期間15年間 合計
一般廃棄物の埋立処分計画量	308万トン（161万㎡）

（３）２３区の計画

２３区は各区で発生するごみの収集・運搬及び資源の回収を実施する役割を担っており、各区において一廃計画を策定しています。各区の一廃計画では、国や東京都の動向を踏まえ、ごみの減量・リサイクルの推進に向けた目標と取組施策を定めています。

具体的な施策の例としては、製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、食品ロスの削減に向けた取組などが行われており、これらの施策は、それぞれの区が個別に取り組んでいます。

また、国や東京都と連携し、製品を製造する段階から廃棄処理やリサイクルを踏まえた開発を促す上流対策の促進を求め、ごみの発生抑制に向けて取り組んでいます。

（４）２３区の清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組

本計画の改定に当たっては、２３区において、将来のごみ量推計や更なるごみ減量施策、それらに基づく適切な清掃工場の焼却能力等について検討が行われました。

２３区における清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組は、次頁に示すとおりです。（特別区長会ホームページより引用）

なお、廃棄物処理手数料の増額をはじめとする各種ごみ減量施策の検討は、清掃一組として、今後の施設整備計画と整備経費等にも大きく影響することから、２３区の動向を引き続き注視し連携していきます。

コラム ゼロカーボンシティ特別区

地球温暖化に伴う気候変動により世界各地で自然災害が発生しています。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会の実現に向け、国は2050年にカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げています。

特別区では、2050年までにゼロカーボンシティ特別区の実現を目指すことを令和5年10月16日に宣言しました。清掃一組においても、熱エネルギーの一層の有効利用や省エネルギー対策などに取り組むことで、特別区の地球温暖化対策に貢献します。



令和5年10月16日 脱炭素に向けた共同宣言
（写真提供：特別区長会）

【枠内 特別区長会ホームページより引用】

(検討経緯概要)

23区のごみ量は、1人あたりの量は減る傾向にあるものの、人口増に伴い総量の増加が見込まれることに加え、今後、清掃工場建替え時期が集中することから、全量焼却体制を維持するために、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の第6次一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）の検討においては、現在使用していない灰溶融炉を、焼却炉として置き換え可能な5工場の焼却能力拡大に関する論点を中心に、23区として議論を進めてきた。

23区では、施設整備費の高騰への対応や更なるごみ減量施策の必要性から、従来の手法による推計（清掃一組推計）（*1）に加え、23区一斉開始を想定する3つの施策（①資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、②廃棄物処理手数料の増額、③家庭ごみの有料化）の減量効果を含む推計を行い、比較・検証した上で、一廃計画の検討を進める方針とした。

なお、23区間において、清掃工場の配置や規模等の様々なアンバランスが存在しており、是正を図っていく必要があることを、過去の特別区長会（以下「区長会」という。）（*2）で確認していることから、この視点も考慮し、検討を進めることとした。

この方針に基づき、区長会は、外部委員等からなる「清掃工場整備計画に関する検証委員会」に諮問し、答申を得たうえで、施設整備計画（*3）に用いるべきごみ量推計について議論を行った。その結果、ごみ減量施策には不確実性が残ることを十分に考慮し、安定的な全量焼却体制を確保するために、過去の区長会において決定した推計手法であり、23区の実態を最も反映している推計である「清掃一組推計」を用いた施設整備計画を策定する方針を確認した。

また、23区一斉開始を想定する3つの施策の実施に向けた検討を進めた結果、①及び②については、ロードマップを策定して着実に進めることとし、③については、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認した。

なお、新たなごみ減量施策による減量効果については、区長会においてモニタリングを行い、ごみ量実績に反映されたことが確認できた場合には、ごみ量推計を適時見直し、過大・過小とまらない焼却能力の確保を図る必要があることも確認した。

併せて、清掃一組は、23区とともに、整備経費と維持管理費を一体として最適化を検討するファシリティマネジメントを導入するなど、施設整備方法の最適化や、運営手法の効率化を追求しながら、工場整備・運営コスト及び財源確保の両面から方策を検討し、持続可能な工場運営を目指していくことを確認した。

（*1）従来から用いてきた、国の策定指針及び平成17年に区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」により、清掃一組が作成した推計をいう。なお、他の推計と区別するため「清掃一組推計」と呼び分けるものである。

（*2）東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

（*3）施設整備計画とは、清掃一組の一廃計画の中で示される清掃工場等の整備計画である。



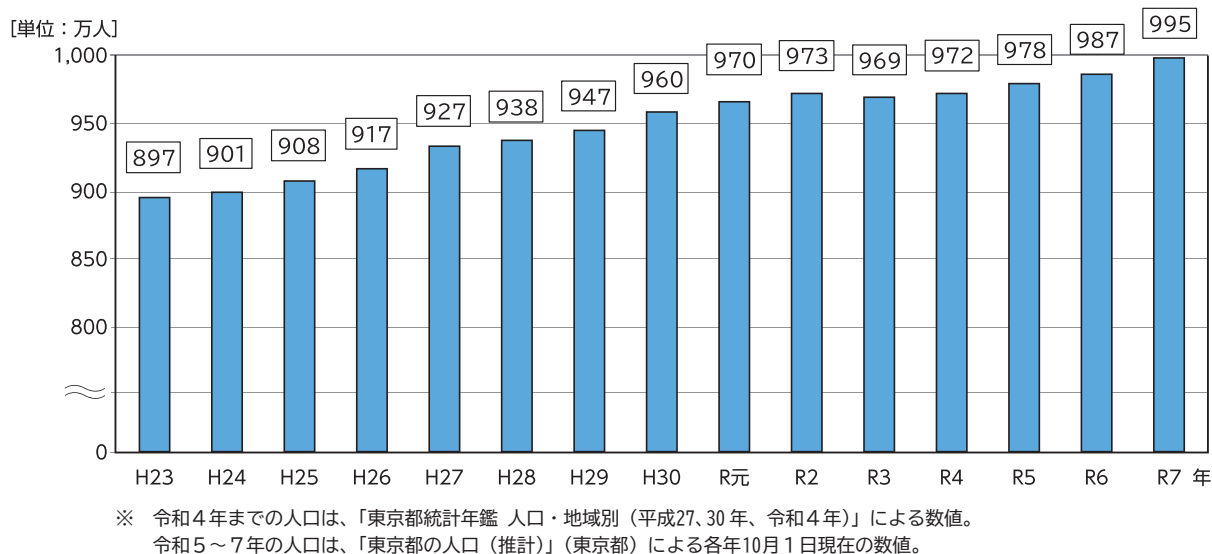
第2章

2 3 区の概況とごみ処理の現状

1 人口及び事業所数

(1) 人口

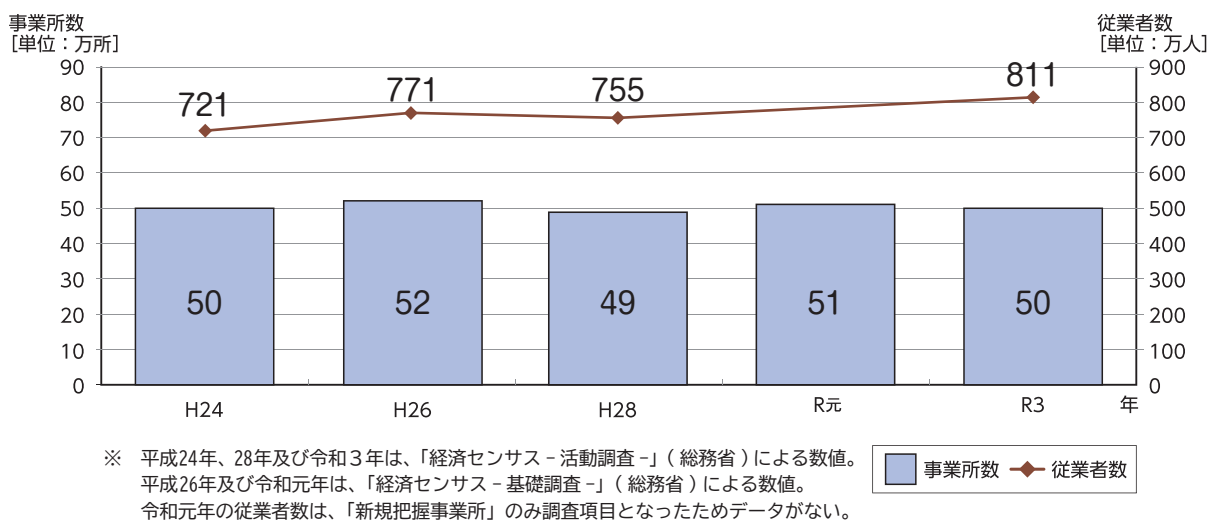
2 3 区の人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在で 9,947,644 人であり、東京都全体の約 70% を占めています。令和 3 年は新型コロナウイルス感染症の影響による人口の流出などがあり減少したものの、令和 4 年以降は再び増加に転じています。



図－2－1 人口の推移

(2) 事業所数

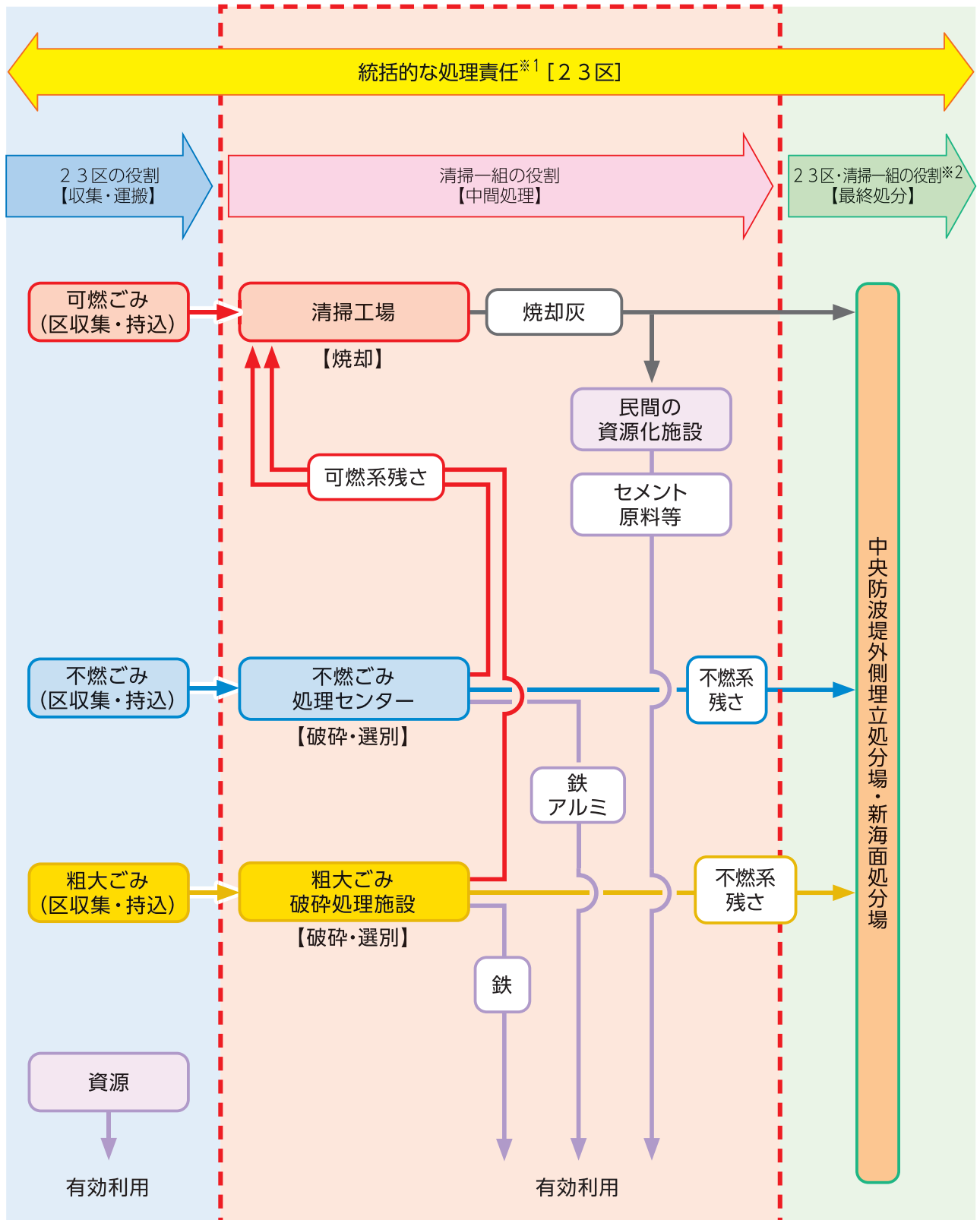
2 3 区の実業所数は、令和 3 年は 503,699 事業所 (従業員数 8,114,913 人) で東京都全体の約 80.1% を占めており、2 3 区のごみ量に占める事業系ごみの比率の高さの要因になっています。図－2－2 に示すとおり、平成 24 年以降、事業所数は横ばいですが、従業員数は増加しています。



図－2－2 事業所数及び従業員数の推移

2 ごみ処理の流れ

23区におけるごみ処理の流れは図-2-3に示すとおりです。



※1 廃棄物処理法第6条の2第1項では「市町村は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められている。

※2 最終処分は、最終処分場を設置・管理している東京都に委託して実施している。

本計画の範囲

図-2-3 ごみ処理の流れ



3 ごみ量及び清掃工場処理量並びに最終処分量

(1) ごみ量

23区のごみ量の実績は図-2-4に示すとおりです。平成23年度以降、ほぼ横ばいとなっていました。令和2年度から新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済情勢の変化の影響で持込ごみ量が減少し、全体で約20万トン減少しました。しかし、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間等の影響も少しずつ収まり、持込ごみ量は増加傾向となっています。今後、各区で実施するごみ減量施策や社会・経済情勢の変化によりごみ量は変動するため、引き続き動向を注視していきます。

[単位:万トン]

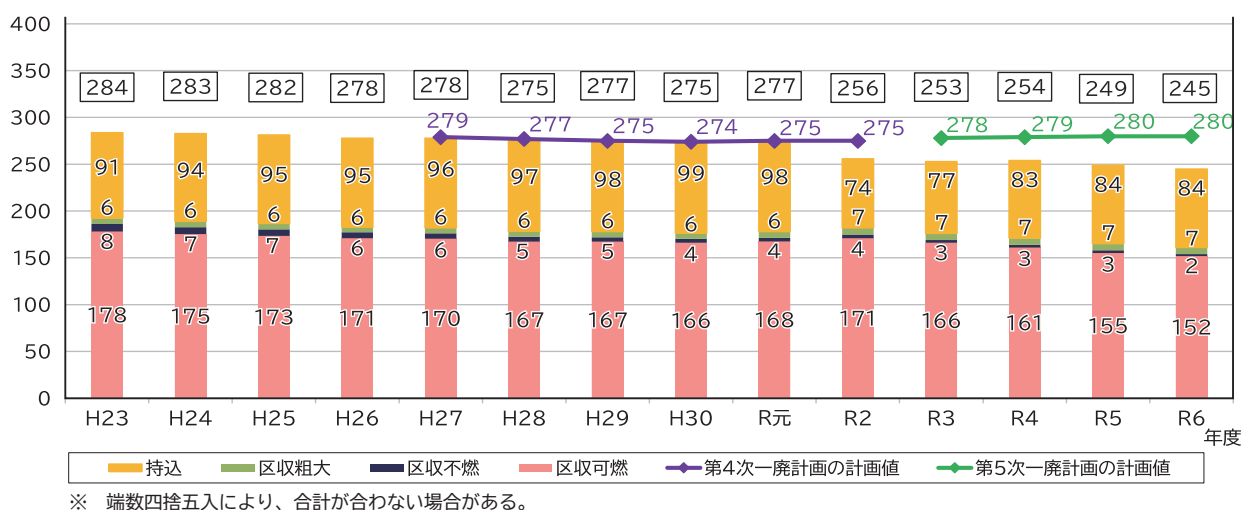
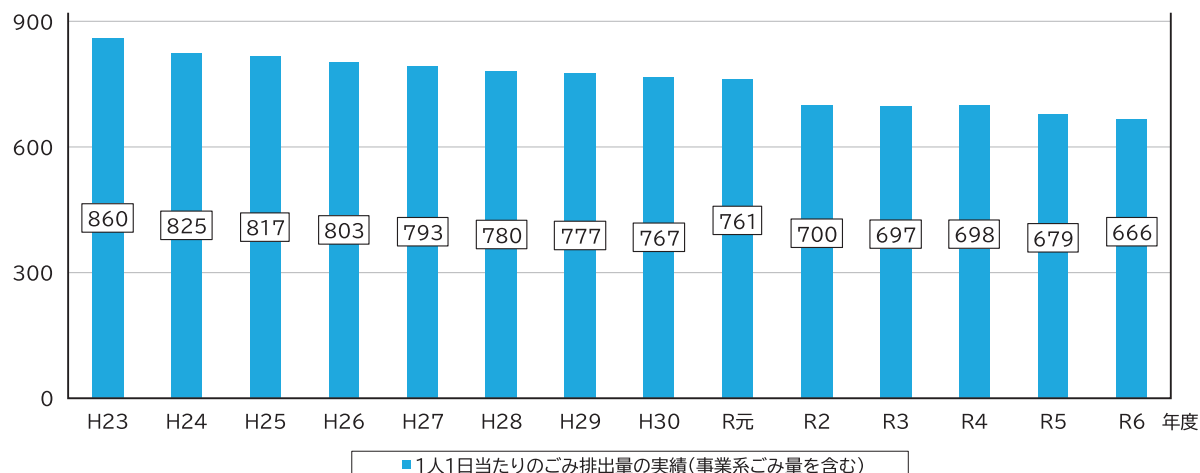


図-2-4 ごみ量の推移

(2) 区民1人1日当たりのごみ排出量

区民1人1日当たりのごみ排出量※の実績は図-2-5に示すとおりです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により排出量が大幅に減少しました。その他の年度については微減が続いている傾向にあり、令和6年度実績では、区民1人1日当たりのごみ排出量は666グラムでした。各区におけるごみ減量施策や、事業系ごみ量の増減を受けて変動するものとなります。

[単位:グラム/人日]



※ 「焼却施設における搬入量」(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査)を住民基本台帳人口(各年10月1日時点)で除して算出した。

図-2-5 区民1人1日当たりのごみ排出量

(3) 清掃工場処理量

清掃工場の処理量の実績は図-2-6に示すとおりです。処理量全体では、平成23年度以降270万トン程度で推移していましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響等によりごみ量が減少したため、処理量も減少しました。なお、中防不燃ごみ処理センター第二プラント、京浜島不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等で処理した後の可燃系残さについては、令和2年度から最終処分量削減のため全量焼却しています。

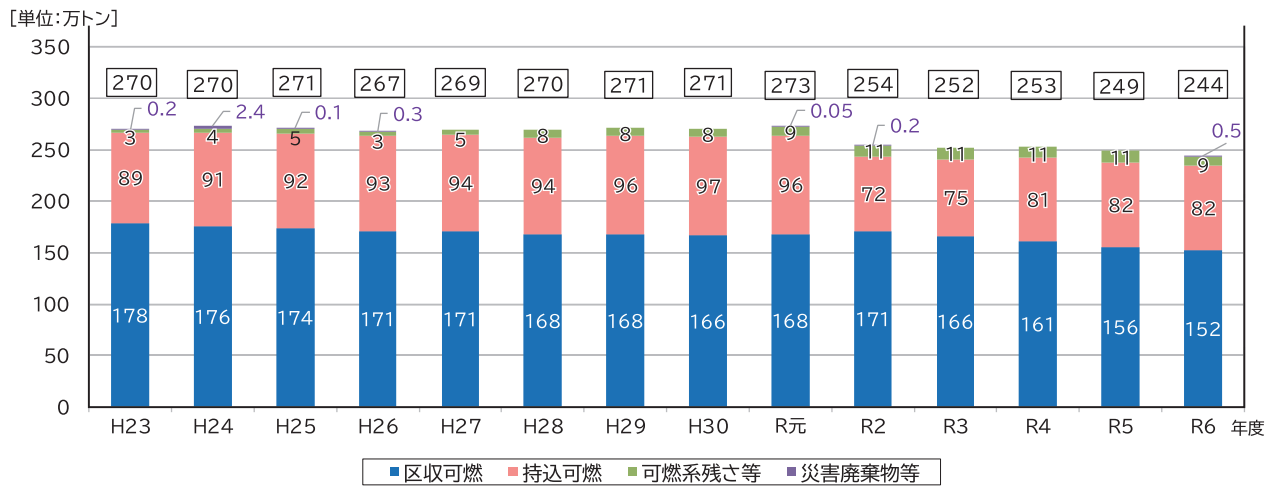


図-2-6 清掃工場処理量の推移

(4) 最終処分量

23区最終処分量の実績は図-2-7に示すとおりです。東日本大震災の影響や、電力逼迫への対応などにより灰溶融施設の運営規模を縮小した一方、主灰のセメント原料化を進めてきた結果、最終処分量は平成30年度に一廃計画の計画値を下回りました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響等によりごみ量が減少したことや、焼却灰の資源化の取組が進んだことで、令和2年度以降大幅に減少し、令和6年度は約17万トンとなりました。

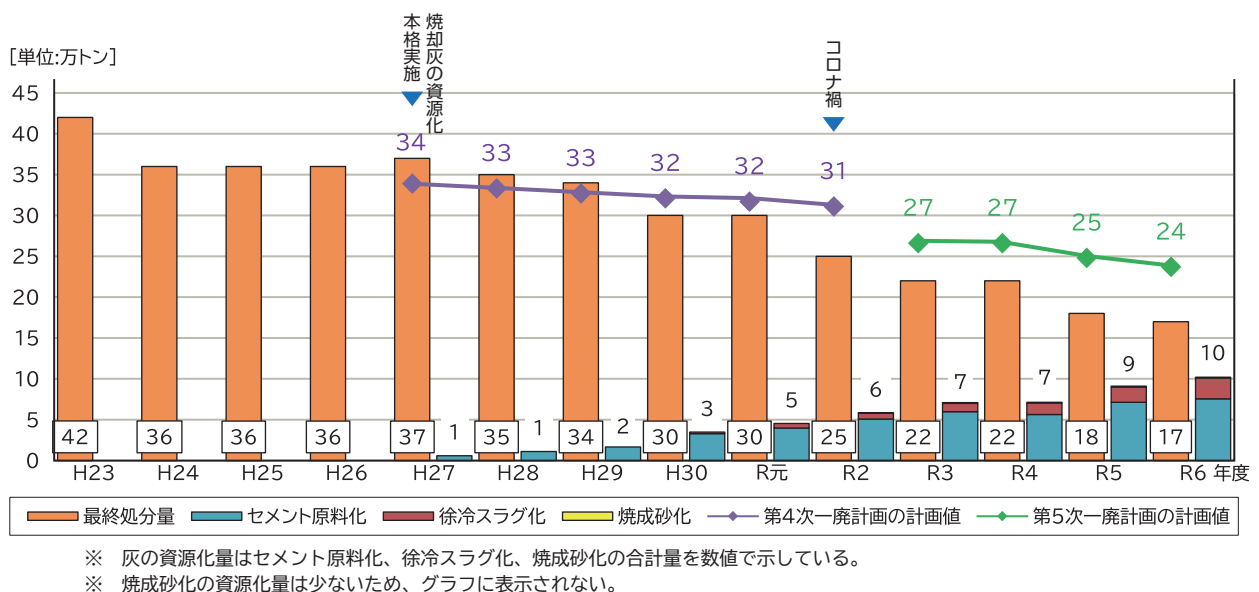


図-2-7 最終処分量と資源化量の推移



4 ごみの組成

(1) 可燃ごみ

23区の可燃ごみの組成は図-2-8に示すとおりです。紙類の割合は、平成29年度以降42%程度で推移しています。プラスチックについては、20%程度で推移しています。各区においては製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、ごみ減量に向けた様々な施策、啓発の取組が行われています。これらの取組によってごみの組成は変化するため、今後の動向を注視していきます。

なお、ごみ発熱量については11,000kJ/kg程度で推移しています。

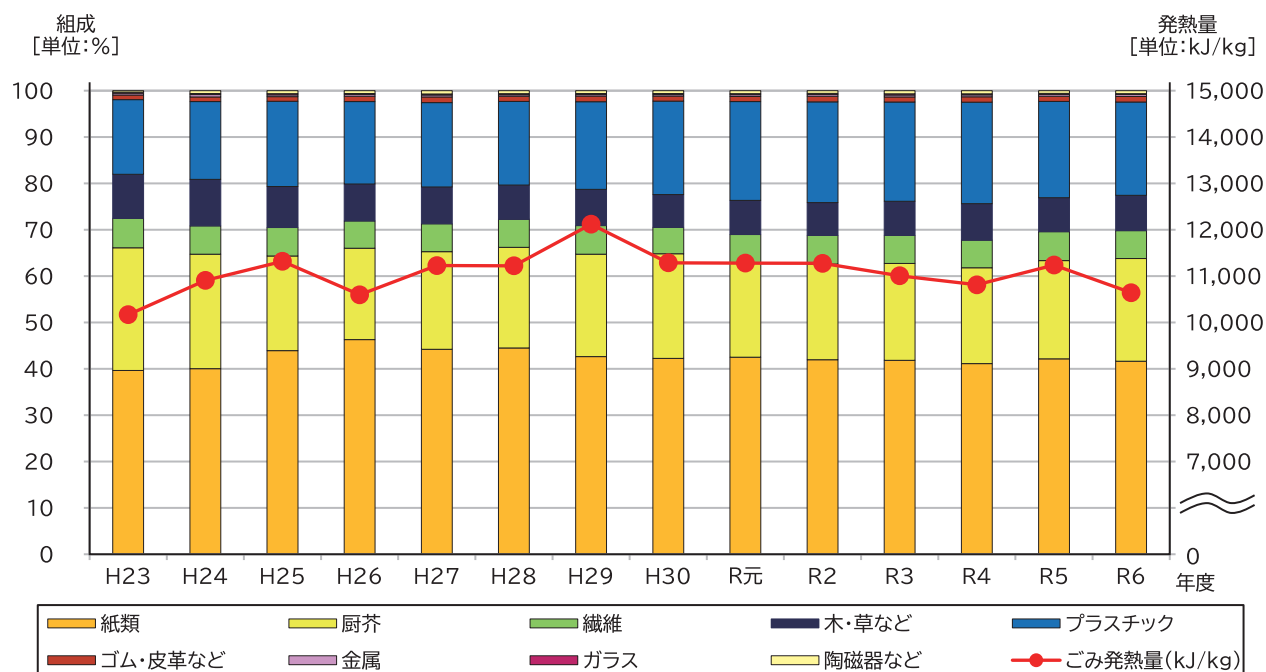


図-2-8 可燃ごみの組成の推移

(2) 不燃ごみ

23区の不燃ごみの組成は図-2-9に示すとおりです。年度ごとにわずかな変化がみられるものの、大きな変化はありません。不燃ごみのうちプラスチックについては、10%程度で推移していますが、今後の動向を注視していきます。

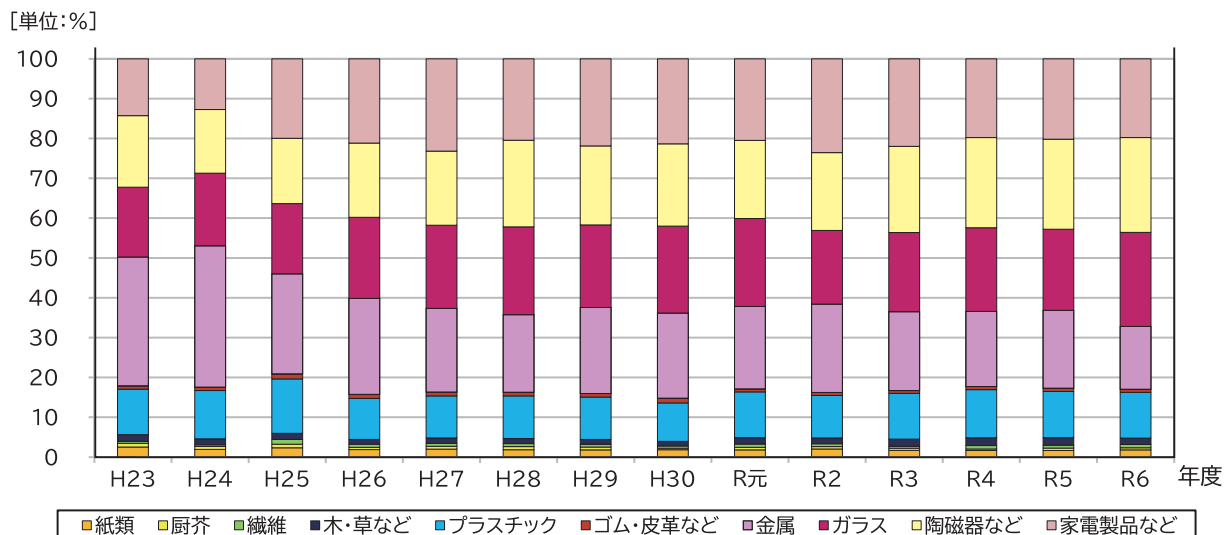


図-2-9 不燃ごみの組成の推移

5 ごみの中間処理に係る経費

23区のごみの中間処理に係る経費は図-2-10に示すとおりです。不燃・粗大処理費や総務費・職員費等に係る経費には大きな変動はなく、清掃工場の建替えなどによる施設整備費の変動が全体経費の増減に大きく影響しています。また、ごみ焼却費については、平成29年度以降、焼却灰の資源化拡大や物価高騰及び労務単価等の上昇により、経費が増加しています。

[単位:億円]

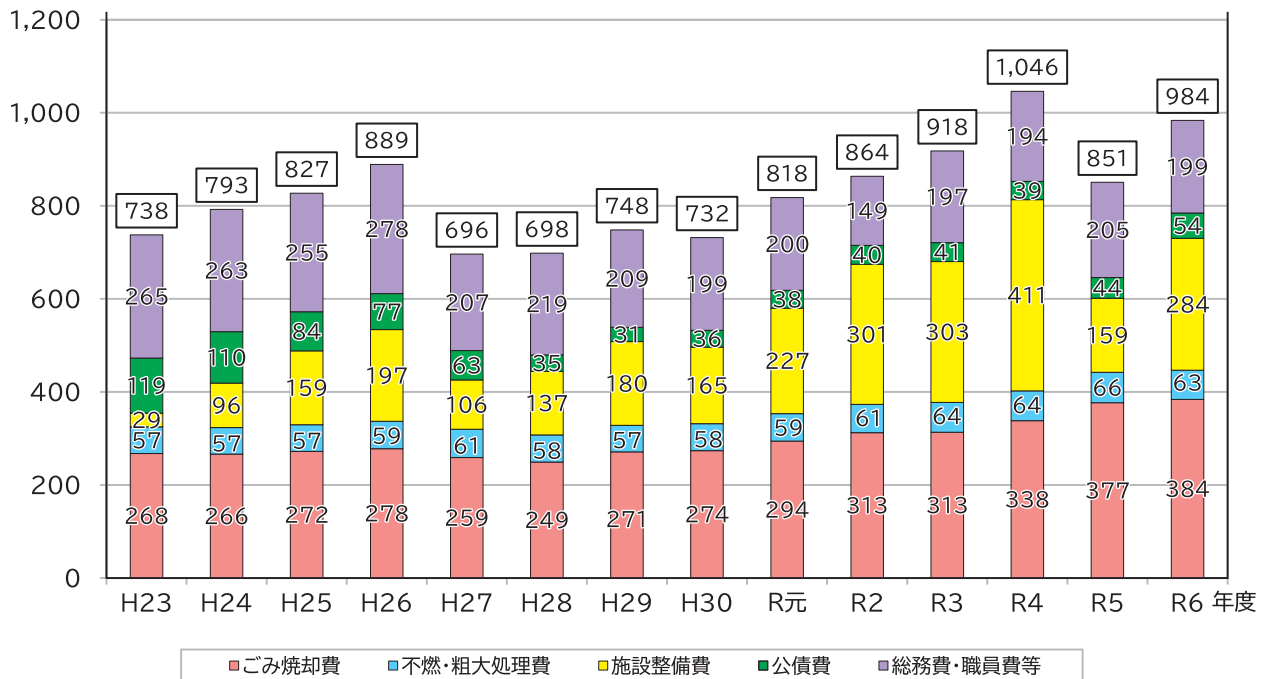
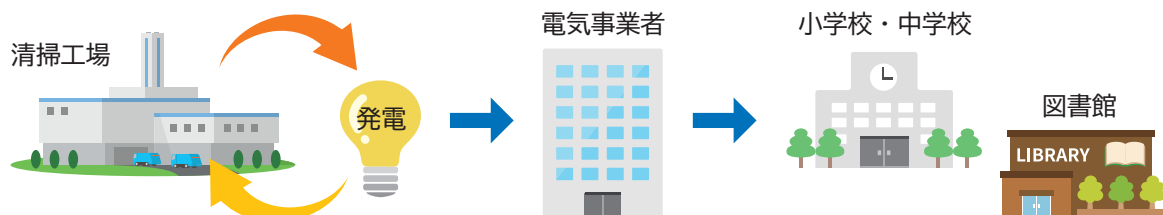


図-2-10 ごみの中間処理に係る経費の推移

コラム ごみ焼却のエネルギーで発電

清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーで発電し、清掃工場を稼働するために施設内で利用することで、購入電力量を削減しています。また、余った電気は、電気事業者へ売却します。





第3章

前計画の取組状況と課題

1 前計画の取組状況（資料編Ⅰ P42参照）

施策1 効率的で安定した全量処理体制の確保

設備の定期的な点検・検査を確実に行うとともに、故障が発生した際の原因と対策を分析、事例の共有化を図ることで故障の未然防止につなげています。

また、搬入物検査を実施するとともに、悪質な不適正搬入者に対しては23区と連携して指導を行うことで不適正搬入の未然防止を図っています。

施策2 環境負荷の低減

関係法令等に基づき、排ガスや排水などの公害防止設備の適正な維持管理を行うとともに、より厳しい自己規制値を設けることで、環境保全対策を徹底しています。

また、各施設において導入していたISO14001に基づく環境マネジメントシステムによる知見を活かし、令和6年度から独自の「いちくみ環境マネジメントシステム（いちくみEMS）」に移行することとし、事業プロセスの中で効率的に環境管理を行うことで省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組んでいます。

施策3 地球温暖化対策の推進

清掃工場を建て替える際に熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、省エネ機器を導入しています。

また、清掃工場で発電した余剰電力を有効活用することで温室効果ガス排出量の低減を図るなど地球温暖化対策に努めています。

施策4 最終処分場の延命化

焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化を順次拡大するとともに、焼成砂化についても、実証確認等を行い、安全かつ安定的に資源化を実施できることが確認できたため、令和4年度から本格実施しています。

また、清掃工場で不燃ごみ・粗大ごみの可燃系残さを焼却処理することで最終処分量の削減に取り組んでいます。

施策5 災害対策の強化

災害発生時の対応の実効性を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合震災等事業継続計画」及び「東京二十三区清掃一部事務組合災害対策マニュアル」を改定し、防災訓練を行うことで、職員の危機管理意識及び対応力の向上を図っています。

また、現在建替えを行っている清掃工場を含めた各施設において、地域防災への貢献策に計画的に取り組んでいます。

2 前計画の取組における課題（資料編Ⅰ P42参照）

前計画の取組における課題は以下のとおりです。本計画においても、引き続き取組を進めていきます。

（１）不適正搬入防止対策

不適正搬入率は、持込ごみ、区収集ごみともに平成27年度以降横ばいが続いており、区収集ごみでは概ね30%台で推移しています。特に、水銀含有ごみや、近年課題となっているリチウムイオン電池などの二次電池は、搬入物検査で見つけることが非常に難しく、清掃工場での水際の対策だけでは搬入を防ぐことができません。このため、23区及び東京都と連携し、排出者である区民や事業者に適正な排出を啓発していく必要があります。

（２）計画的な施設整備の推進

平成初頭から短期間に多くの清掃工場が整備され、今後は順次建替え時期を迎えます。

また、清掃工場の平均稼働年数は長期化する傾向にあり、今後もこの傾向が続きます。稼働年数の長期化に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や焼却能力の低下が想定されます。さらに、ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、施設整備時に現在と同じ焼却能力を維持することが難しくなることも想定されます。将来にわたって安定的な全量処理体制を確保するため、計画的な施設整備を推進していく必要があります。

また、建設資材の高騰や労務単価等の上昇の影響により施設整備費も高騰しており、社会環境の変化を踏まえた施設整備を行う必要があります。

（３）焼却灰の資源化

国内のセメント需要の低下に伴い、セメント工場での焼却灰の受入量が減少傾向にあります。

また、燃料費高騰に伴う資源化コストの上昇についても、大きな課題となっています。引き続き、資源化量を確保するため、柔軟に対応していく必要があります。



第4章 本計画の施策及び取組

1 本計画の施策体系

本計画については、前計画の体系を基本的に維持し、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標として、5項目の施策と16の取組により、循環型社会形成に寄与していきます。

表－４－１ 本計画の施策体系

目 標	施 策	取 組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した全量処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) 収集に配慮した受入体制の確保 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(6) 環境保全対策 (7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化対策の推進	(8) 熱エネルギーの一層の有効利用 (9) 地球温暖化対策への適切な対応 (10) その他の環境への取組（太陽光発電、雨水利用等）
	4 最終処分場の延命化	(11) 焼却灰の資源化 (12) ごみ処理過程での資源回収 (13) 破碎処理残さの最終処分量削減
	5 災害対策の強化	(14) 災害等発生時の体制確保 (15) 清掃工場の強靱化 (16) 地域防災への貢献

2 本計画の取組

前計画の施策体系を基本的に継承することから、取組についても前計画等を参考としつつ、国や東京都の施策及び社会環境の変化を踏まえ、表－４－２のとおりとします。

表－４－２ 本計画の取組

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	(1) 安定稼働の確保 施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。 また、故障事例などの分析による的確な予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障及び計画外停止の低減に努めます。 さらに、製作に時間を要し、調達が困難な部品を計画的に購入するなど、工場間を含めて在庫を適切に管理していくことで故障時の早期復旧に努めます。
	(2) 収集に配慮した受入体制の確保 ごみの収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整に努めます。 また、日曜搬入、早朝搬入及び夜間搬入は、継続していきます。
	(3) 不適正搬入防止対策 中間処理施設へ不適物が搬入されるのを防止するため、引き続き２３区と連携し、搬入者へ継続的な指導及び周知啓発を推進します。 施設への不適正搬入を防止するため、継続して搬入物検査を実施し、悪質な不適正搬入者に対しては、２３区と連携して指導を強化するとともに、著しく悪質な場合は清掃一組の規定に基づき、厳正に対応します。搬入物検査については、不適正搬入の状況や傾向を踏まえた上で、より効果的な防止策となるよう随時見直しを進めていきます。 また、水銀含有ごみなどの不適正搬入物の搬入を防止するため、引き続き２３区及び東京都と連携するとともに、広報誌や動画等による広報・啓発活動を進めていきます。さらに、近年課題となっているリチウムイオン電池などの二次電池については、今後、不適正搬入物とする方向で各区との調整を進めます。
	(4) 計画的な施設整備の推進 施設整備計画に用いるごみ量は「長期的なごみ量推計の手法」に則り適時見直すとともに、ごみの効率的で安定した全量処理を前提に、過大・過小とならない焼却能力を確保した上で、清掃工場の現状を踏まえた建替え、延命化及びリニューアルを検討します。施設整備費と維持管理費を一体として最適化を検討するファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、持続可能な工場運営、プラントや建物の耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。施設整備手法の検討に当たっては、ＤＢＯ等のＰＰＰ／ＰＦＩ手法の活用による、効率的かつ効果的な施設整備を検討します。 また、今後の清掃工場の建設工事に当たっては、社会環境の変化に対応し、施設が周辺環境へ与える影響にも配慮するため、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指します。



施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	(5) ごみ処理技術の動向の把握 AIの活用や遠隔監視による運転支援技術、焼却処理により発生するCO₂の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化や残さ物の肥料化・飼料化など今後展開する可能性のある処理技術等について、その動向の把握に努めます。
施策	2 環境負荷の低減
取組内容	(6) 環境保全対策 ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を低減させます。 また、清掃工場の排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を遵守することにより、大気汚染防止を図ります。併せて、定期的に測定データをホームページで公表します。
	(7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用 いちくみ環境マネジメントシステム（いちくみEMS）を運用することで、事業プロセスの中で効率的に環境管理を行い、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組みます。
施策	3 地球温暖化対策の推進
取組内容	(8) 熱エネルギーの一層の有効利用 清掃工場の建替えに当たっては、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。
	(9) 地球温暖化対策への適切な対応 「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。 また、使用電力量の削減及び発電した電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。
	(10) その他の環境への取組 清掃工場の建替えに当たっては、高効率又は省エネルギー（トップランナー制度対象）機器類の導入や通風、採光等の自然エネルギーを活用した省エネルギー対策に取り組めます。 また、地表部を中心とした構内緑化を充実させるとともに、地面への蓄熱の抑制及び空調負荷の低減を図ります。 さらに、太陽光発電パネル等を設置し、再生可能エネルギーを活用した発電を進めるとともに、雨水を道路洗淨のための散水等として有効利用します。水道水の使用に関しては、生活用水使用箇所における節水器具等の導入を図ります。 エネルギー使用の合理化に当たり、設備単位のきめ細かいエネルギー管理を図るため、計測・計量設備を導入します。



施策	4 最終処分場の延命化
取組 内容	(11) 焼却灰の資源化 現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間の資源化施設を活用した徐冷スラッグ化及び焼成砂化では、安定した資源化実施体制を確保しつつ、資源化量の確保に努め、最終処分量を削減していきます。
	(12) ごみ処理過程での資源回収 不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理過程で選別する鉄やアルミニウム等を可能な限り回収していきます。 また、現在整備中の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させることで最終処分量の削減に努めます。
	(13) 破碎処理残さの最終処分量削減 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別後の可燃系残さについては、引き続き清掃工場での焼却処理を行い、最終処分量の削減に取り組みます。
施策	5 災害対策の強化
取組 内容	(14) 災害等発生時の体制確保 震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業継続や搬入体制の確保に努めます。 また、災害廃棄物の処理体制については、国・東京都の災害廃棄物対策の検討状況や現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。 さらに、清掃工場は季節変動に対応できるよう余力を持った焼却能力を設定しているため、ごみ量が余力を下回る期間で、災害廃棄物の処理が可能となります。そのほか、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントについても、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事完了後は停止し、災害発生時等に備えます。
	(15) 清掃工場の強靱化 清掃工場の建替えに当たっては、関係法令などに基づいた工場建物の耐震性を確保します。 また、地盤改良や浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とするとともに、停電時でもプラントの再稼働を可能とする非常用発電装置を順次設置します。
	(16) 地域防災への貢献 区民の安全・安心の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、清掃工場所在区をはじめ、23区とともに検討を進めます。 東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。



第5章

ごみ量推計

1 長期的なごみ量推計の位置付け

本計画における長期的なごみ量推計は、23区から発生するごみの全量処理を将来にわたり安定的行っていくために策定する施設整備計画の基礎となるものです。実際に発生したごみ量がごみ量推計を超過した場合は、清掃工場の焼却能力が不足するリスクが生じることに加え、最終処分量の増加を招くこととなります。

なお、本計画のごみ量推計は、特別区長会のもと令和7年4月に設置された外部委員等からなる「清掃工場整備計画に関する検証委員会」にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。

2 ごみ量推計

(1) 推計の基本的な考え方

国の策定指針では、一部事務組合、広域連合を構成して広域的なごみ処理を行っている区市町村において、処理過程によって事業の実施主体が異なる場合は、各区市町村は自らの事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要があるとしています。

23区においては、ごみの収集・運搬を各区が行い、中間処理は清掃一組による共同処理としていることから、23区が統一的手法でごみ量を推計しています。

(2) 「ごみ量」の考え方

清掃一組で処理しなければならないごみ量は、策定指針及び平成17年に特別区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」に則り、家庭ごみと事業系ごみの区分で推計しており、図-5-1のとおり「ごみ発生量」から「排出抑制量」を差し引いた量となります。

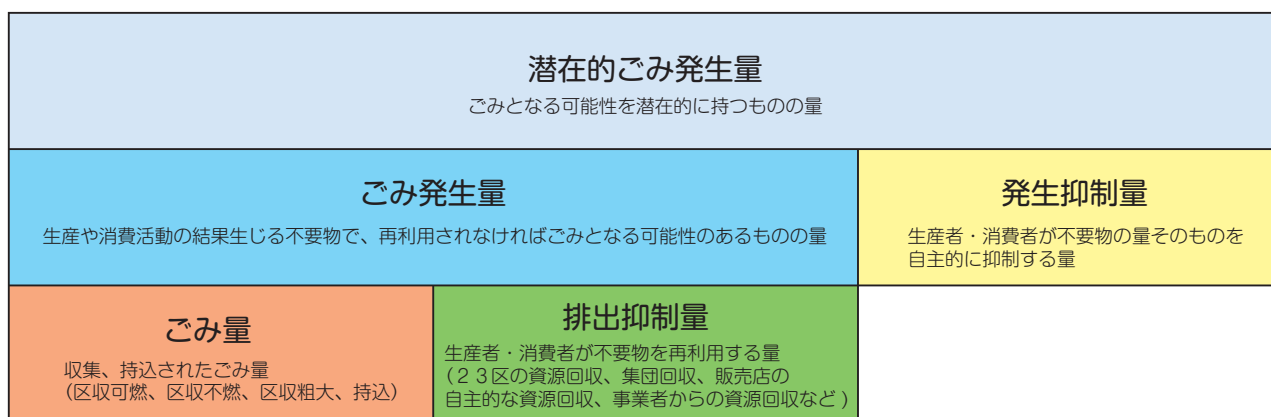


図-5-1 ごみ量の概念

(3) ごみ量の推計方法

ごみ量は、「家庭ごみ」と「事業系ごみ」に分けて算出します。

各ごみ量の算出方法は次頁のとおりです。

ごみ量 = **ごみ発生量** - **排出抑制量**

【家庭ごみ】

ごみ発生量 = 複数人世帯ごみ発生原単位(グラム/人日) × 複数人世帯人口 × 年間日数
+ 単身世帯ごみ発生原単位(グラム/人日) × 単身世帯人口 × 年間日数
+ 粗大ごみ量

排出抑制量 = 複数人世帯資源発生原単位(グラム/人日) × 複数人世帯人口 × 年間日数
+ 単身世帯資源発生原単位(グラム/人日) × 単身世帯人口 × 年間日数

【事業系ごみ】

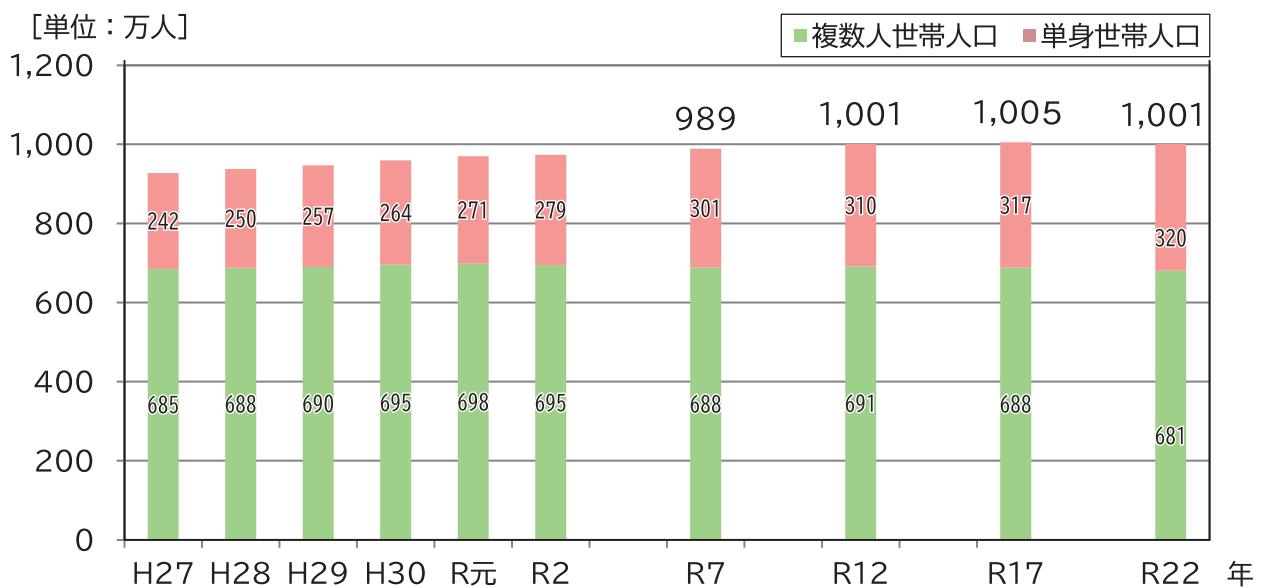
ごみ発生量 = 過去の事業系ごみ発生量と都内総生産の回帰分析

排出抑制量 = 大規模事業所の再利用量 + 中小事業所の排出抑制量

(4) 人口の推移

23区の人口は、「東京都統計年鑑 人口・世帯(平成30年、令和4年)」及び「東京都区市町村別人口の予測(令和6年3月)」を用いて算出しました。

総人口のピークは、約1,005万人(令和17年)、単身世帯人口のピークは、約320万人(令和22年)であり、複数人世帯人口のピークは約698万人(令和元年)となりました。



※ 平成27年度～令和2年度の実績は「東京都統計年鑑 人口・世帯(平成30年、令和4年)」から引用した。
令和7年度～令和22年度の人口は東京都が推計している「将来の区市町村人口」から引用した。
複数人世帯人口は、総人口から単身世帯人口を差し引いたものである。

図－5－2 総人口及び単身・複数人世帯人口の推移

(5) ごみ量の推計結果(資料編Ⅱ P52参照)

家庭と事業系の合計となるごみ量は、家庭ごみ量が緩やかに減少する一方、事業系ごみ量が景気の動向を受けて緩やかに増加していくため、令和17年度以降は、255万トン前後で推移する結果となりました。

23区においてはそれぞれの区でごみ減量施策に取り組んでいますが、令和17年度まで人口が増加し続け、最大で約1,005万人となる予測となっていることから、総量としてのごみ量は減少しない推計結果となっています。

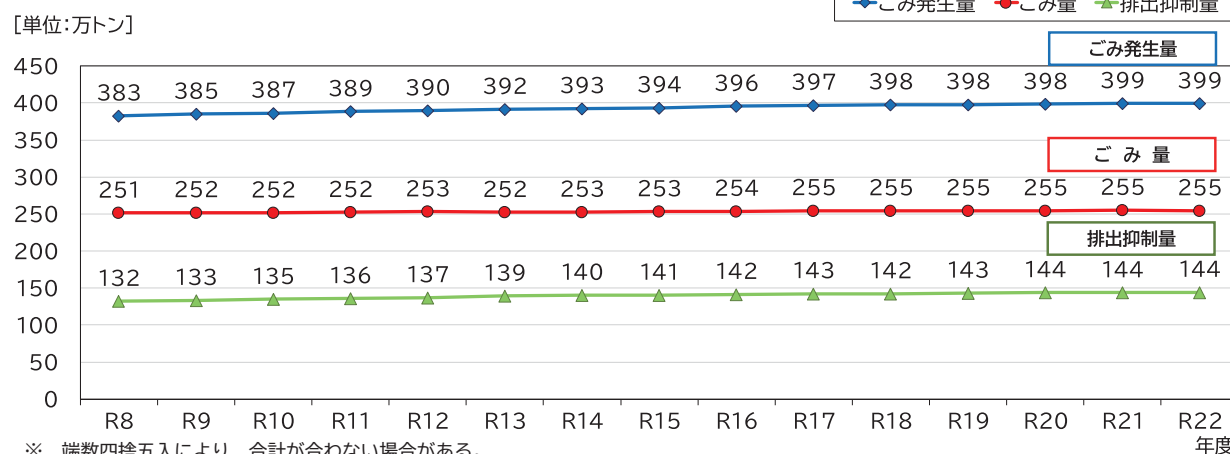


表－５－１ 家庭及び事業系ごみ量の推計

単位：万トン

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度
ごみ発生量(A)	383	385	387	389	390	392	393	394	396	397	398	398	398	399	399
家庭	209	209	208	208	207	207	206	205	205	205	204	203	202	202	201
事業系	174	176	179	181	183	185	187	189	191	192	194	195	196	197	198
排出抑制量(B)	132	133	135	136	137	139	140	141	142	143	142	143	144	144	144
家庭	65	65	65	65	65	66	66	65	65	65	64	64	64	63	63
事業系	67	68	70	71	72	73	74	76	77	78	78	79	80	81	81
ごみ量 (A-B)	251	252	252	252	253	252	253	253	254	255	255	255	255	255	255
家庭	145	144	143	143	143	141	140	140	140	140	139	139	139	139	138
事業系	107	108	109	110	111	111	112	113	114	115	115	116	116	117	117

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。



図－５－３ ごみ量の推計

3 清掃工場処理量の推計

「清掃工場処理量」は、清掃工場に直接搬入される可燃ごみ量と、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で生じる可燃系残さを合わせたもので、清掃工場で焼却処理しなければならない処理量になります。推計したごみ量に基づき、過去の実績値などを用いて算出した清掃工場処理量の推計結果は、表－５－２のとおりです。

表－５－２ 清掃工場処理量の推計

単位：万トン

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度
①一次処理量	251	252	252	253	254	253	253	254	254	255	255	255	255	256	255
ごみ量	251	252	252	252	253	252	253	253	254	255	255	255	255	255	255
清掃工場	240	241	240	241	242	241	241	242	243	244	244	244	244	244	244
不燃ごみ処理施設	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
粗大ごみ処理施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
その他(産廃等※1)	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②二次処理量※2	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
清掃工場	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理総量(①+②)	260	261	262	263	264	263	263	264	264	265	265	265	265	266	265
清掃工場処理量	249	250	250	251	252	251	251	252	253	254	254	254	254	254	254
不燃ごみ処理施設処理量	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
粗大ごみ処理施設処理量	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

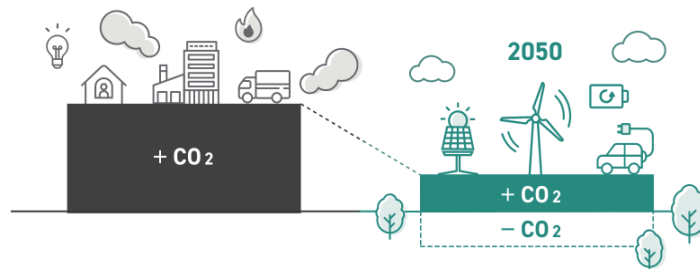
※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※1 中小事業者の産業廃棄物受入れは中防不燃・粗大ごみ処理施設整備に伴い令和5年12月から令和9年度末まで停止予定である。

※2 二次処理量とは、不燃ごみ・粗大ごみを破砕・選別処理した後に清掃工場へ運搬し、焼却処理する可燃系残さのことである。

コラム カーボンニュートラルを目指して ①

カーボンニュートラル：CO₂などの温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量ゼロを実現すること。



出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」

カーボンニュートラルに向けて清掃工場ではどんなことができるの？

ごみを焼却するとCO₂が発生するけど、清掃工場ではごみ焼却の熱エネルギーを利用して発電し、社会全体のCO₂の削減に努めているんだ。

清掃工場から発生するCO₂を削減するには、CO₂の元となるごみ、特にプラスチックごみの減量がとても重要だよ。

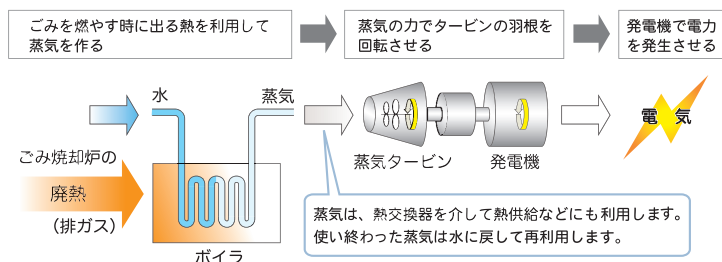
可燃ごみが1トン減るとCO₂が約520kg※減るのだガオー！

これは、スギ約60本が1年間で吸収する量に相当するのだガオー！！(参考 林野庁)

※ 清掃一組の可燃ごみ1トン当たりの非エネルギー起源CO₂排出量



【豆知識】清掃工場での発電の仕組み





第6章 施設整備計画

1 これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯（資料編Ⅲ・7 P67参照）

これまでの清掃工場は、以下の経緯で整備が進められてきました。（図－6－1）

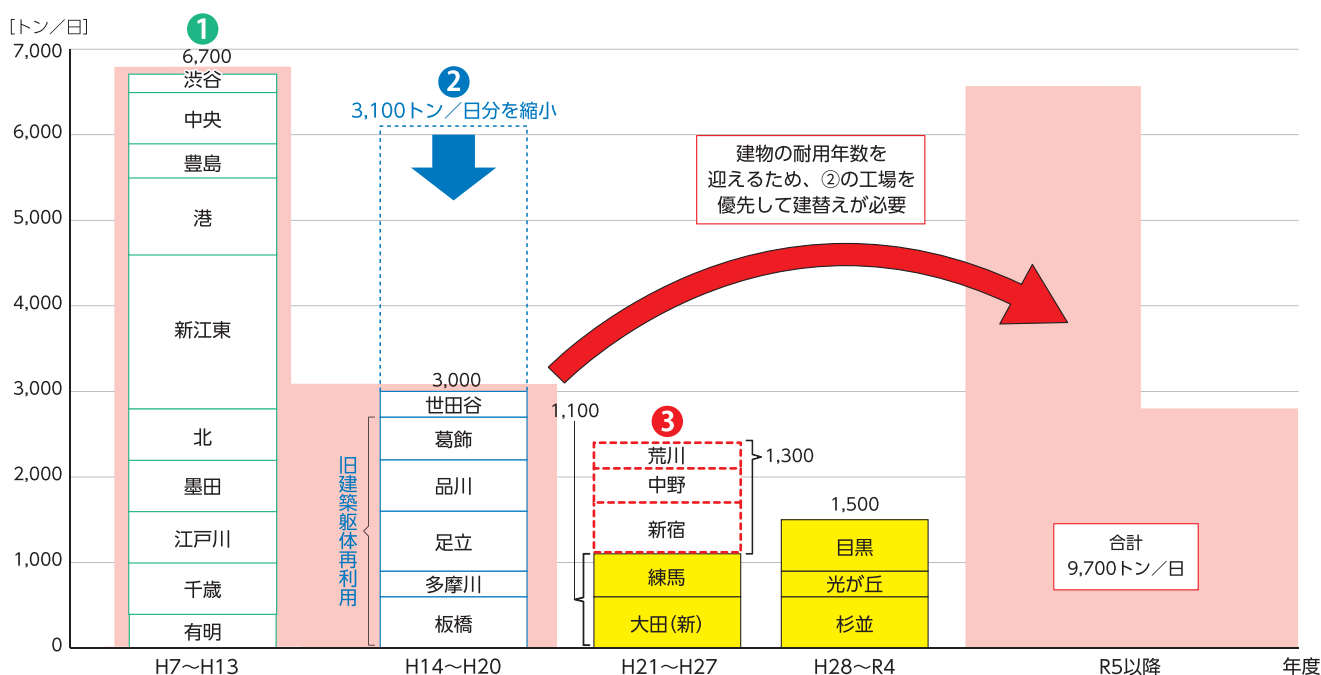
まず、①の時期（平成7年度から平成13年度）には、可燃ごみの全量処理達成のため、集中的に10工場が整備されました。その後、②の時期（平成14年度から平成20年度）には、灰の溶融固化施設を設置することが国庫補助の要件となったことから、6工場の焼却炉の一部を灰溶融炉に置き換えました。そのため、焼却能力（合計3,100トン／日）を縮小せざるを得ませんでした。

また、平成15年7月の特別区長会において、ごみ量減少や危機的な財政状況等を踏まえ、③の時期（平成21年度から平成27年度）に建設を予定していた新宿、中野、荒川の3工場の新設計画が撤回されたことから、建替え時に必要な余力（合計1,300トン／日）を失いました。

その後、平成15年11月の特別区長会により、効率的・効果的な中間処理を行うため、当分の間、清掃一組による共同処理を継続することとなり、23区地域全体を俯瞰した将来の施設整備を考える必要性が生じました。併せて地域アンバランスの是正について検討する必要があることも確認されました。

以上の経緯から①、②の時期に集中的に整備された合計9,700トン／日の工場が、今後同じサイクルで整備時期を迎えるため、整備に伴う23区全体としての焼却能力の低下が課題となっています。また、②の工場のうち5工場は旧工場の建築躯体を再利用する「プラント更新工事」を行っており、①の時期に整備された工場よりも先に建物の耐用年数を迎えるため、優先して建て替える必要があります。

本計画では、これらの経緯や課題を踏まえ、②の工場を優先して建て替えつつ、①の工場の施設整備時期や各工場の焼却能力について平準化を図る施設整備計画を策定しました。



図－6－1 清掃工場の施設整備の経緯

2 清掃工場の施設整備計画

本計画における清掃工場の施設整備計画は、ごみ量推計から算出した清掃工場処理量に基づき計画します。施設整備計画に用いるごみ量は「長期的なごみ量推計の手法」に則り適時見直すとともに、過大・過小とならない焼却能力の確保を図ります。

(1) 基本事項の設定

ア 整備検討対象工場

本計画において、整備の検討対象になる清掃工場は、計画期間内に稼働年数が25年を超えるものとしします。具体的な整備検討対象工場は、表－6－1に示す14工場(15施設)となります。

また、その整備手法は建替工事、リニューアル工事又は延命化工事(表－6－2参照)とします。なお、前計画に基づき既に建替工事、リニューアル工事又は延命化工事に着手している清掃工場は、計画どおりに整備します。

表－6－1 整備検討対象工場と稼働年数

工場名	しゅん工 年月	施設規模	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度
有明	H7.12	200トン ×2炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
千歳	H8.3	600トン ×1炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
新江東	H10.9	600トン ×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
港	H11.1	300トン ×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
豊島	H11.6	200トン ×2炉	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
渋谷	H13.7	200トン ×1炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
中央	H13.7	300トン ×2炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
板橋	H14.11	300トン ×2炉	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	29 (57)	30 (58)	31 (59)	32 (60)	33 (61)	34 (62)	35 (63)	36 (64)	37 (65)	38 (66)
多摩川	H15.6	150トン ×2炉	23 (52)	24 (53)	25 (54)	26 (55)	27 (56)	28 (57)	29 (58)	30 (59)	31 (60)	32 (61)	33 (62)	34 (63)	35 (64)	36 (65)	37 (66)
足立	H17.3	350トン ×2炉	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	31 (58)	32 (59)	33 (60)	34 (61)	35 (62)	36 (63)
品川	H18.3	300トン ×2炉	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	31 (63)	32 (64)	33 (65)	34 (66)	35 (67)
葛飾	H18.12	250トン ×2炉	20 (50)	21 (51)	22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	29 (59)	30 (60)	31 (61)	32 (62)	33 (63)	34 (64)
大田	(新)	300トン ×2炉	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	第一	H2.3 (R4再稼働)	30 (37)	31 (38)	32 (39)	33 (40)	34 (41)	35 (42)	36 (43)	37 (44)	38 (45)	39 (46)	40 (47)	41 (48)	42 (49)	43 (50)	44 (51)
練馬	H27.11	250トン ×2炉	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

※ 上表の枠内の数字はプラントの稼働年数、()内の数字は建物の建築年数を示す。

※ 大田清掃工場は敷地内に大田清掃工場(新工場)、大田清掃工場第一工場の2施設を有している。

表－6－2 清掃工場の整備手法の定義

名 称	定 義	工事後の耐用年数
建替工事	既存工場を解体し、新たな清掃工場を建設する工事 (※1)	建 物：50年～60年程度 プラント：25年～30年程度
リニューアル 工事	既存工場の建築躯体を除く施設の設備・機器を全て 更新する工事(※1、2、3)	建 物：※4 プラント：25年～30年程度
延命化工事	既存工場のプラントの耐用年数を10年～15年程度 延伸するために必要な設備・機器を修繕する工事	建 物：※4 プラント：10年～15年程度延伸

※1 ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、工事前と同じ焼却能力を維持することが難しくなる可能性があります。

※2 既存工場の建築躯体を利用するため、建替工事と比べ、工期短縮と工事費用縮減ができます。

※3 建物の劣化診断等が必要となります。

※4 しゅん工時から累計して50年～60年程度



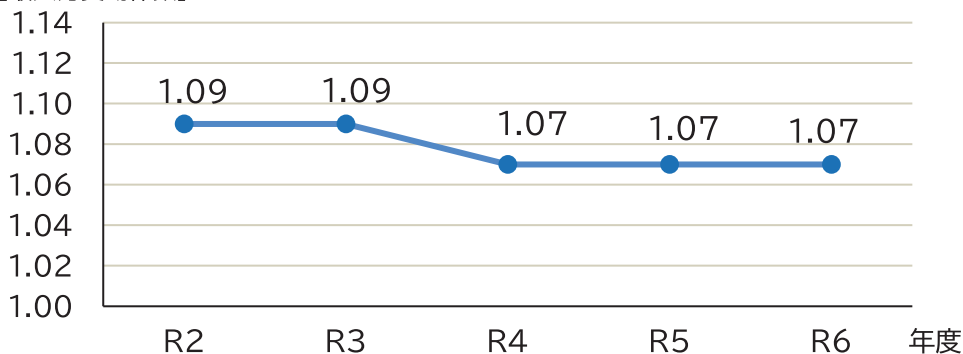
イ 必要となる焼却余力（資料編Ⅲ・2 P59参照）

ごみ量は年間を通じて一定ではなく、季節による変動等があります。安定的にごみを処理するためには、ごみ量の季節変動に対応できるよう、焼却能力に余力を見込んでおく必要があります。

ごみ量の季節における変動を月単位で算出したものを月変動係数※といい、その最大のものを最大月変動係数といいます。必要となる焼却余力はこの最大月変動係数から設定し、本計画では、過去5年間の実績を基に、最大値である9%（1.09）と設定します。図－6－2に過去5年間の最大月変動係数の推移を示します。

※ 月変動係数 = (月間清掃工場処理量) ÷ (その年の年間月平均清掃工場処理量)

[最大月変動係数]



図－6－2 最大月変動係数の推移

必要となる焼却余力 (%)

= 過去5年間の最大月変動係数の最大値 = 9 %

ウ 計画年間焼却能力（資料編Ⅲ・3 P60参照）

計画年間焼却能力は、清掃工場の1日当たりの焼却能力と計画年間稼働日数により算出されます。

一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴う焼却量調整や設備の経年劣化の影響による焼却能力の低下が実績として見受けられるようになってきたことから、本計画では、実績値による稼働年数に応じた焼却能力の低下を考慮します。

また、計画年間稼働日数は、計画停止日数と故障停止日数を踏まえて以下のとおり281日とします。計画停止日数と故障停止日数は、過去5年間の実績を基に、その平均値から設定しています。

計画年間稼働日数

= 暦日数 - 計画停止日数 - 故障停止日数

= 365日 - 73日 - 11日 = 281日

エ 計画耐用年数

施設全体の耐用年数に大きな影響を与える設備には、燃烧装置や焼却炉本体、ボイラ、電子計算機システムなどがあります。これらのプラント設備の耐用年数は一般的に10年から20年※程度とされていますが、定期点検補修期間中に更新や整備できるものについては、一定程度機能

が回復できることから、本計画では、プラントの計画耐用年数は25年から30年程度とします。さらに、延命化工事を実施することにより、10年から15年程度の延伸を図ります。

また、延命化やリニューアル工事の導入に当たっては、建物の耐用年数も考慮する必要があります。コンクリート系の建物の耐用年数は一般的に50年※程度とされていますが、適宜補修等による対応を行っていくことを考慮し、本計画では、建物の計画耐用年数は50年から60年程度とします。

※ 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（環境省 令和3年3月改訂）」より

オ 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間（資料編Ⅲ・4 P63参照）

標準的な清掃工場（600トン／日）の建替工事に要する標準的な期間は、建替計画策定や環境影響評価手続などの準備期間（約5年）と、解体前清掃を含めた既存施設の解体・建設などの標準的な整備期間（約9年）を合わせて、約14年とします。

本計画では、建設業における「改正労働基準法」の適用や、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正等を踏まえた、工事における4週8休の確保、猛暑による作業不能日の考慮を含めます。

表－6－3 建替工事の標準工期

施設規模	標準工期
600トン／日	96か月
900トン／日	103か月

なお、延命化工事の標準的な焼却炉停止期間は、1炉当たり6か月程度とします。

（2）施設整備計画策定において考慮した事項

ア 安定的な焼却能力の確保（資料編Ⅲ・7 P67参照）

本施設整備計画の策定においては、必要な焼却能力を確保しながら施設整備を行います。このため、リニューアル工事の導入や引き続き延命化工事の手法を取り入れるとともに、今後の建替工事については、建替時期の重複や敷地条件などを踏まえ、焼却能力が過大・過小とならないように施設規模の見直しを行いました。

イ 収集・運搬の効率性への配慮

整備時期の設定に当たっては、収集・運搬の効率性に配慮し、隣接する清掃工場の整備時期が可能な限り重ならないように計画しました。

ウ リスク分散

23区内の清掃工場は、焼却能力や焼却炉数、立地地域に偏りがあるため、自然災害などによる被災や機器故障など、長期に清掃工場が停止した場合に安定的な全量処理体制の確保に対するリスクを抱えています。

このため、次のような対応を図るように計画しました。



(ア) 複数炉化

焼却炉が1炉の清掃工場では、炉停止を伴う故障が発生した場合、全焼却能力を失うことになり、ごみの受入れができず、各区の収集・運搬計画に影響を与えてしまいます。このため、焼却炉数は原則として複数炉で計画し、故障時に大きく焼却能力を損なうことを回避するように計画しました。

(イ) アンバランスの是正（資料編Ⅲ・7 P67参照）

23区内の清掃工場には配置の偏在や施設ごとの焼却能力にアンバランスが存在します。これらのアンバランス是正に向け、可能な範囲で焼却能力の見直しを検討していきます。

エ コストの縮減（資料編Ⅲ・8 P71参照）

建設資材の高騰や労務単価の上昇等の影響により、施設整備費が高騰しています。建設時のイニシャルコストや稼働後のランニングコストなど、ライフサイクルコストの縮減に努め、社会環境の変化を踏まえた施設整備を検討します。

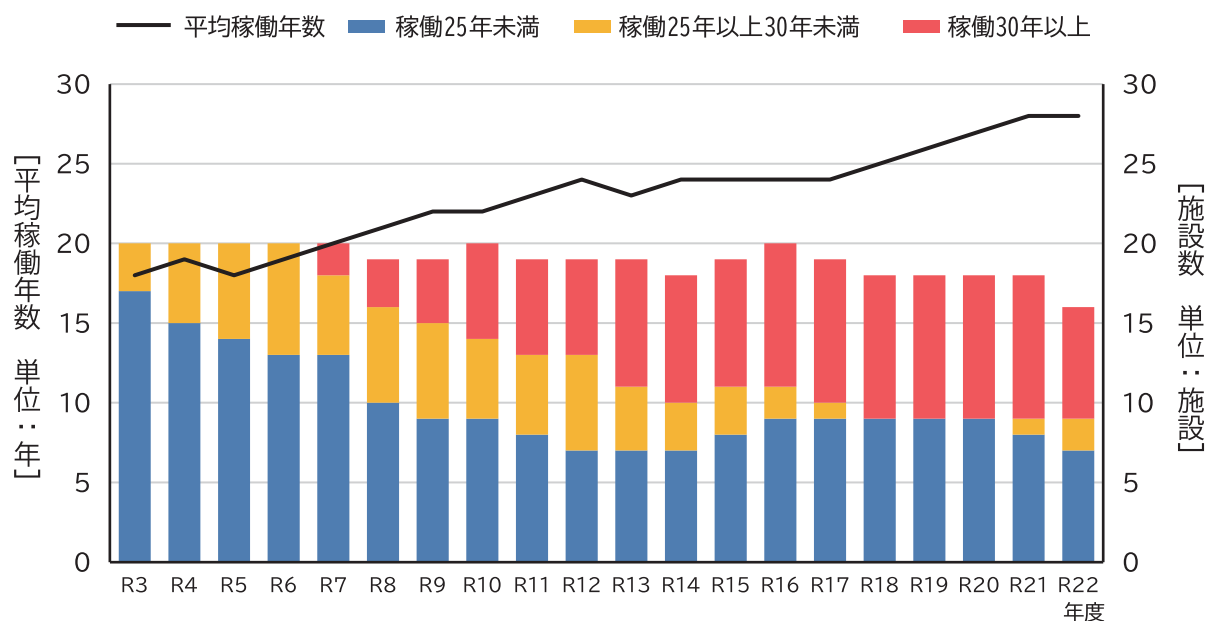
なお、工場建設に当たっては、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指します。

オ 整備検討対象工場の現況（資料編Ⅲ・5、6 P64、P67参照）

整備検討対象工場に対する整備手法や整備開始年度の検討に当たっては、プラント及び建物の現況調査を行い、調査結果を基に決定します。

一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴い、燃焼室やボイラの温度管理上、焼却量を調整して操業しています。

また、図－6－3のとおり、清掃工場の平均稼働年数は長期化する傾向にあり、令和9年度以降、稼働年数25年以上の工場が半数を占める状況が続きます。今後もこの傾向が続くことから、焼却能力の低下などの経年劣化による影響は無視できない状況となっています。



図－6－3 清掃工場の稼働年数の推移

(3) 施設整備の課題(資料編Ⅲ・7 P67参照)

平成初頭における全量処理体制の確保やダイオキシン類対策特別措置法への対応等により、同時期に集中的に整備されてきた清掃工場が同じサイクルで耐用年数を迎え、令和9年度以降には半数以上の施設の稼働年数が25年を超過することとなります。

今後も安定的な処理体制を確保するため、稼働年数の長期化に伴う経年劣化に対応しながら、施設整備期間中の焼却能力の不足に備える必要があります。これらの課題に対応した施設整備スケジュールが必要であることから、以下の対応を図るように計画しました。

ア 灰溶融設備併設工場における灰溶融炉から焼却炉への再度の置き換え

前回の整備時に灰溶融設備を併設した板橋、多摩川、足立、品川、葛飾、世田谷清掃工場については、今後の整備において灰溶融炉から焼却炉へ再び置き換えることで焼却能力を見直し、23区全体で焼却能力の平準化を図ります。このうち、世田谷清掃工場については前計画にて焼却能力の見直しを決めており、本計画では、板橋、多摩川、足立、品川、葛飾清掃工場を見直しの対象とします。

イ 大規模清掃工場の建替えに備えた整備

新江東清掃工場は、日本最大級の1,800トン／日の施設規模ですが、今後、延命化工事後のプラントの耐用年数を迎えます。しかしながら、同等の焼却能力を既存の清掃工場で補うことは困難です。そのため、新江東清掃工場の整備については、プラントの耐用年数を迎える前に、用地を確保した上で新たな清掃工場を建設して23区全体の焼却能力を確保します。

(4) 整備対象工場

(1)～(3)の事項を考慮して検討した結果、有明、千歳、新江東、豊島、渋谷、中央、板橋、多摩川、足立、品川、葛飾、大田清掃工場(新工場)を、計画期間中の整備検討対象工場における整備対象工場としました。

なお、港、練馬清掃工場については、今後の一廃計画改定時に改めて施設整備を検討します。

(5) 施設整備スケジュール

施設整備スケジュールを図ー6-4に示します。前計画から計画の見直しを行った工場は以下のとおりです。

板橋、多摩川、足立、品川、葛飾清掃工場は今後、清掃工場の建替工事が重なること等による焼却能力の低下に備え、安定的な全量処理体制を確保するため、施設規模の見直しを行います。

なお、これらの工場は建物の耐用年数を迎えるため、整備手法はすべて建替工事とします。

板橋清掃工場は令和13年度着手で、施設規模は900トン／日、多摩川清掃工場は令和14年度着手で、施設規模は600トン／日とします。さらに、ごみ量が推計どおり推移した場合は、足立清掃工場は令和17年度着手で、施設規模は900トン／日、品川清掃工場は令和18年度着手で、施設規模は900トン／日、葛飾清掃工場は令和22年度着手で、施設規模は900トン／日が必要となります。

有明清掃工場は、管路収集への影響や複数工場の建替工事が重複していることを考慮し、焼却余力を確保するため2回目の延命化工事を実施し、プラント耐用年数の更なる延伸を図ります。同様に、焼却余力を確保するため、千歳清掃工場も2回目の延命化工事を実施します。



大田(新)、杉並清掃工場は、プラント耐用年数の延伸を図り、建替工事の分散化を促進するため、延命化工事を実施します。

大田清掃工場第一工場は、平成25年度末に一度休止し、令和4年度から再稼働していましたが、耐用年数を迎えることから、令和21年度末をもって廃止とします。

新江東清掃工場は、新たな清掃工場(工場名未定)を先に建設し、しゅん工後に現工場を廃止します。なお、23区内における焼却能力のアンバランスの是正を図るため、新たな清掃工場の施設規模は1,200トン/日とします。

今後の一廃計画の改定において、各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期や施設規模は変更となる可能性があります。次期計画(第7次一廃計画)の計画期間は令和12年度からを予定しています。

工場名		しゅん工 年月	施設規模	計 画 期 間														参考期間			
				R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)	R23年度～ R30年度 (2041～ 2048)		
有 明		H7.12	200トン ×2炉	31	32	33	34	35	36	延命化(2回目)		40	41	42	43	44	45	整備予定			
千 歳		H8.3	600トン ×1炉	31	32	33	34	35	36	37	38	延命化(2回目)		41	42	43	44	45			
墨 田		H10.1	600トン ×1炉	29	30	31	リニューアル:500ト				1 (36)	2 (37)	3 (38)	4 (39)	5 (40)	6 (41)	7 (42)	8 (43)			
新江東		H10.9	600トン ×3炉	28	29	30	延命化		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	廃止予定
(未定)		(未定)	(未定)							*					建設:1,200ト						
港		H11.1	300トン ×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	整備予定		
豊 島		H11.6	200トン ×2炉	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	整備予定		
渋谷		H13.7	200トン ×1炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39			
中 央		H13.7	300トン ×2炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定		
板 橋		H14.11	300トン ×2炉	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	建替(解体/建設):900ト												
多摩川		H15.6	150トン ×2炉	23 (53)	*24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	建替(解体/建設):600ト											
足 立		H17.3	350トン ×2炉	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	*26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	建替(解体/建設):900ト								
品 川		H18.3	300トン ×2炉	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	*26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	建替(解体/建設):900ト							
葛 飾		H18.12	250トン ×2炉	20 (50)	21 (51)	22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	*29 (59)	30 (60)	31 (61)	32 (62)	33 (63)	建替(解体/建設):900ト			
大田	(新)	H26.9	300トン ×2炉	12	13	14	15	16	17	18	延命化		22	23	24	25	26				
	第一	H2.3 (R4再稼働)	200トン ×3炉	30 (37)	31 (38)	32 (39)	33 (40)	34 (41)	35 (42)	36 (43)	37 (44)	38 (45)	39 (46)	40 (47)	41 (48)	42 (49)	43 (50)	廃止予定			
練 馬		H27.11	250トン ×2炉	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
杉 並		H29.9	300トン ×2炉	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	延命化		
光が丘		R3.3	150トン ×2炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	整備予定		
目 黒		R5.3	300トン ×2炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	整備予定		
江戸川		R9.5 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			
北		R12.11 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
世田谷		R15.12 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト							1	2	3	4	5	6	7				

- ・上記表の枠内の数字は稼働年数を示す。()内の数字は建物の建築年数を示す。
- ・ は建替計画及び環境影響評価等の手続期間を示す。★は建替事業開始年度を示す。
- ・建替工事等の着工及びしゅん工時期は表記の年度内で別途計画する。

※ 今後の一廃計画の改定において、各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期や施設規模は変更となる可能性がある。次期計画(第7次一廃計画)の計画期間は令和12年度からを予定している。

	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)
計画年間焼却能力 (万トン)	274	281	282	277	285	280	275	282	281	283	271	268	267	267	271
清掃工場処理量 (万トン)	249	250	250	251	252	251	251	252	253	254	254	254	254	254	254
焼却余力※1 (%)	10	13	13	10	13	12	9	12	11	11	7	6	5	5	7
清掃工場平均稼働年数	21	22	22	23	24	23	24	24	24	24	25	26	27	28	28

※1 焼却余力の算出方法については、資料編Ⅲ P60を参照。

図－6－4 清掃工場の整備スケジュール



3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画

(1) 施設整備計画

周辺地域の環境対策や選別精度の向上による最終処分量の削減を図るため、前計画を引き継ぎ、「中防不燃・粗大ごみ処理施設」を中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地に整備しています。

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備後は、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントを停止し、各施設のヤードを含めた施設の一部は継続的に使用することで、中防不燃・粗大ごみ処理施設と併せた安定処理に資する運用を図ります。また、東京都※では、発生リスクの高まっている首都直下地震等によって、多量の災害廃棄物が発生すると予測しており、そのうち、木くず、その他可燃物が合計255万トン発生すると推計しています。それに対し、災害発生時には粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントを活用するなど、処理量の増加に備えます。

なお、現在稼働しているこれらの施設の取扱いを含め、中防処理施設における施設整備については、今後のごみ量や国の動向を把握するとともに、東京都が管理する最終処分場の排水処理場整備計画との調整を図るため、東京都と協議・検討を行います。

また、京浜島不燃ごみ処理センターについては、継続して稼働させつつ、今後のごみ量や不燃ごみ処理施設の整備計画に応じて、取扱いの検討を行います。

※ 東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）

(2) 整備スケジュール

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュールを図－6－5に示します。

施設名	しゅん工 年月	規模	計 画 期 間															
			R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度	
中防不燃・粗大ごみ処理施設	R10. 5 (予定)	35トン/時×2系列	整備工事			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
中防不燃ごみ処理センター第二プラント	H8. 10	48トン/時×2系列	30	31	※1													
京浜島不燃ごみ処理センター	H8. 11	8トン/時×4系列	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
粗大ごみ破碎処理施設	S54. 6	32.1トン/時×2系列	47	48	※1													

※ 上記の枠内の数字は稼働年数を示す。

※1 施設の一部は、必要な工事を実施し継続的に使用する。また、災害発生時の災害廃棄物処理に活用するなど、処理量の増加に備える。

図－6－5 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュール

4 休止した中防灰溶融施設に関する今後の計画

清掃工場では、焼却時に発生した飛灰（ばいじん）を薬剤処理し、埋立処分しています。現在、多くの清掃工場では飛灰を自工場で処理していますが、墨田、渋谷、千歳の3工場は自工場での処理が困難なため、飛灰を中防灰溶融施設に運搬し、薬剤処理を行っています。

中防灰溶融施設は、平成25年度に灰溶融処理を休止しましたが、その後も上記3工場の飛灰の受入れ・薬剤処理、焼却灰資源化用の船舶コンテナへの灰の積替えの2つの機能を担っています。しかし、施設のしゅん工から20年程度が経過しており、関連設備の恒常的な維持管理経費に加え、老朽化の進行により、今後大規模な補修が必要な時期を迎えています。

今後の飛灰処理に係る経費を縮減するため、墨田清掃工場のリニューアル工事に合わせて関連

設備を設置し、中防灰溶融施設の現行機能のうち、他工場の飛灰を受入れ・処理する機能を墨田清掃工場に移転します。また、船舶コンテナへの主灰の積替機能は、今後建設する一部の清掃工場に移転を進めていきます。

コラム 清掃工場が止まるとどうなる？

清掃一組では、定期補修工事や建替工事等の時期を調整し、ごみ処理に影響が出ないように努めています。しかし、経年劣化や搬入不適物を原因とした故障等によって、多くの清掃工場が停止した場合、ごみバンクが一杯になり、ごみの収集運搬にも大きな影響が想定されます。区民の皆様の快適な暮らしを守るため、将来を見据えた計画的な施設整備が課題となります。

(参考) 平成29年度に最大規模の新江東清掃工場(1,800トン/日)が全炉停止した時の状況



新江東清掃工場
(プラットホームから見たごみバンク)

車両より高くごみが
積み上がっている様子



敷地外まで渋滞した様子

新江東清掃工場（敷地外）



他工場でも渋滞が発生し
収集運搬作業に影響

大田清掃工場
入口

大田清掃工場（敷地外まで渋滞が続く様子）



第7章 最終処分場の延命化

1 最終処分場の延命化に当たって

23区から発生したごみの最終処分は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用していますが、これらの最終処分場が一杯になった場合に、次の処分場については23区で確保しなければなりません。

しかし、23区内及び東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難であることから、23区、清掃一組は共同処理責任のもと、東京都と連携して最終処分場をできる限り長期に利用する必要があります。

最終処分場の延命化のためには、23区におけるごみ減量、資源化を進めることが最も効果的です。一方、資源化できないごみは中間処理を経て埋立処分しており、最終処分場の延命化を一層進めるためには、更なる資源化の取組が重要となります。

このようなことから、本計画では最終処分量の削減に向けた取組を継続しつつ、焼却灰に含まれる金属除去など新たな取組についても検討を重ね、処分場の延命化に努めていきます。（資料編V P75参照）

2 最終処分量削減に向けた取組

（1）焼却灰の資源化

これまで最終処分量削減の取組として焼却灰を溶融処理してきましたが、エネルギー使用等の多額の維持管理コストやCO₂の排出などの課題を抱えていました。それに加えて、スラグの利用量が想定より伸びていないことから令和元年度に溶融処理は停止しました。

現在は、焼却灰を民間の資源化施設にてセメント原料化や徐冷スラグ化等の資源化を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

ア セメント原料化

平成25年度から、民間の資源化施設において主灰をセメントの原料として有効利用する実証確認を行い、平成27年度から本格実施しています。令和6年度は、約7万5千トンの主灰を資源化しています。

イ 徐冷スラグ化

令和元年度に、民間の資源化施設において焼却灰を原料とした徐冷スラグを製造する実証確認を行い、令和2年度から本格実施しています。令和6年度は、約2万6千トンの資源化をしています。

ウ 焼成砂化

令和元年度に、民間の資源化施設において焼却灰を焼成・造粒することにより人工砂を製造する予備調査を実施し、令和2年度から実証確認しました。令和4年度から本格実施し、令和6年度は、約1千トンの資源化をしています。

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。しかし、国内のセメント

需要の低下、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇等について課題があります。さらに、焼却灰の資源化量は、民間の資源化施設の受入状況や鉄道及び船舶による運搬の状況により大きく左右され、特に民間の資源化施設の受入状況については、地元を含めた全国の自治体から受入要請があることから、受入枠（量）の確保が課題となっており、更なる拡大は厳しい状況となっています。

そのため、本計画においては、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値である11万2千トンを目途として計画しますが、今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、新たな資源化技術を調査、研究していきます。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみの処理

ア 不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの焼却

不燃ごみ及び粗大ごみを破砕した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場で焼却処理することで減容化し、最終処分量の削減に努めています。

イ 中防不燃・粗大ごみ処理施設における資源等の選別の徹底

粗大ごみに含まれる資源化可能なものは、各区においてピックアップ回収を行っていますが、施設内でも受入段階で可能な限り回収する取組を継続し、最終処分量を削減します。また、令和10年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

3 最終処分量の計画

令和8年度から15年度までの最終処分量は、これまで実施してきた資源化量の順次拡大や粗大ごみ・不燃ごみの減容化に伴い大きく減少し、前計画（第5次一廃計画）の計画値を最大で約5万トン下回る見込みとなっています。

令和16年度以降は、前述の課題により資源化量の拡大は困難な状況であり、最終処分量はごみ量の変化に応じて推移する見込みです。今後は、プラスチック再資源化等のごみ減量施策による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していくために、引き続き焼却灰の資源化を実施していきます。

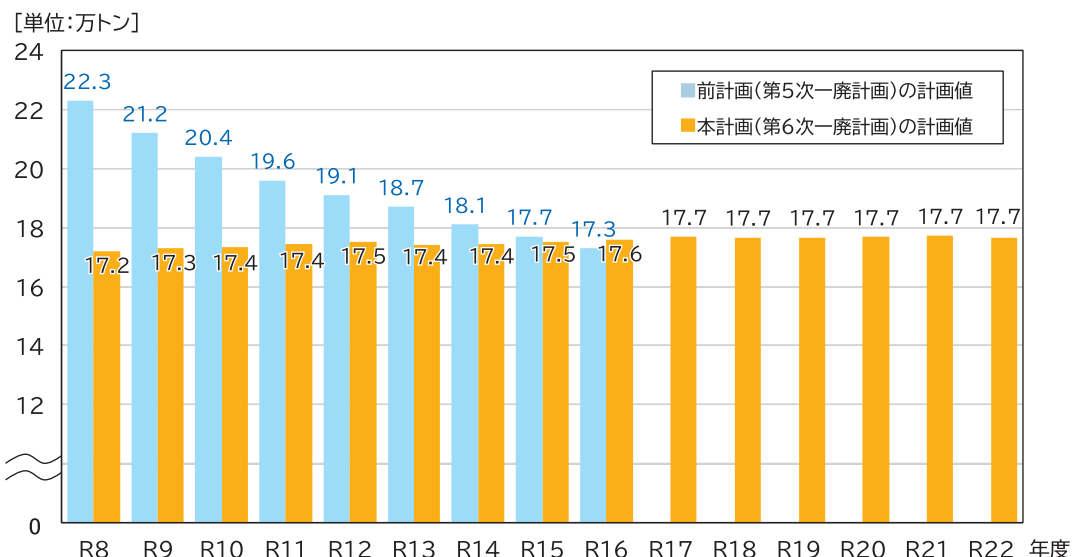


図-7-1 最終処分量の計画



第8章

生活排水処理基本計画

1 現状

23区における下水道普及率は、概成100%となっています。下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は、原則として公共下水道によって処理されています。

残存する家庭のくみ取りし尿は、23区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所（下水道投入施設）において受け入れます。品川清掃作業所では下水道投入までの処理をしています。

くみ取り便所戸数は、公共下水道の普及により、減少傾向にあります。

また、浄化槽汚でいについても、品川清掃作業所で受け入れています。

表－8－1 生活排水の排出状況

[単位：千人]

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	計画区域内人口	9,562	9,585	9,543	9,572	9,633
	水洗化・生活雑排水処理人口	9,559	9,582	9,541	9,570	9,631
2	(1)公共下水道使用人口	9,559	9,582	9,541	9,570	9,631
	(2)合併処理浄化槽使用人口	0	0	0	0	0
3	水洗化・生活雑排水未処理人口	1	1	1	1	1
4	非水洗化人口	1	1	1	1	1
	くみ取り便所戸数	752戸	712戸	639戸	600戸	554戸

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※ 人口は各年度10月1日時点の数値。

くみ取り便所戸数は各年度3月末時点の数値。

2 基本方針

(1) 家庭のくみ取りし尿は、全量が公共下水道で処理されるまでの間、23区が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。

(2) 浄化槽汚でい（「ディスポーザ汚でい」もこれに準じる。）は、一般廃棄物処理業者が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。

(3) 事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚でいは、原則として一般廃棄物処理業者が収集・運搬及び処理します。

3 処理計画

品川清掃作業所（下水道投入施設）において、持ち込まれた家庭のくみ取りし尿、浄化槽汚でい、デイスポーザ汚でい等からごみを取り除き、脱水機で固形分と液体に分離し、液体は東京都の下水排除基準を満たすよう希釈を行い、下水道に投入します。また、取り除いた固形分は清掃工場で焼却処分します。

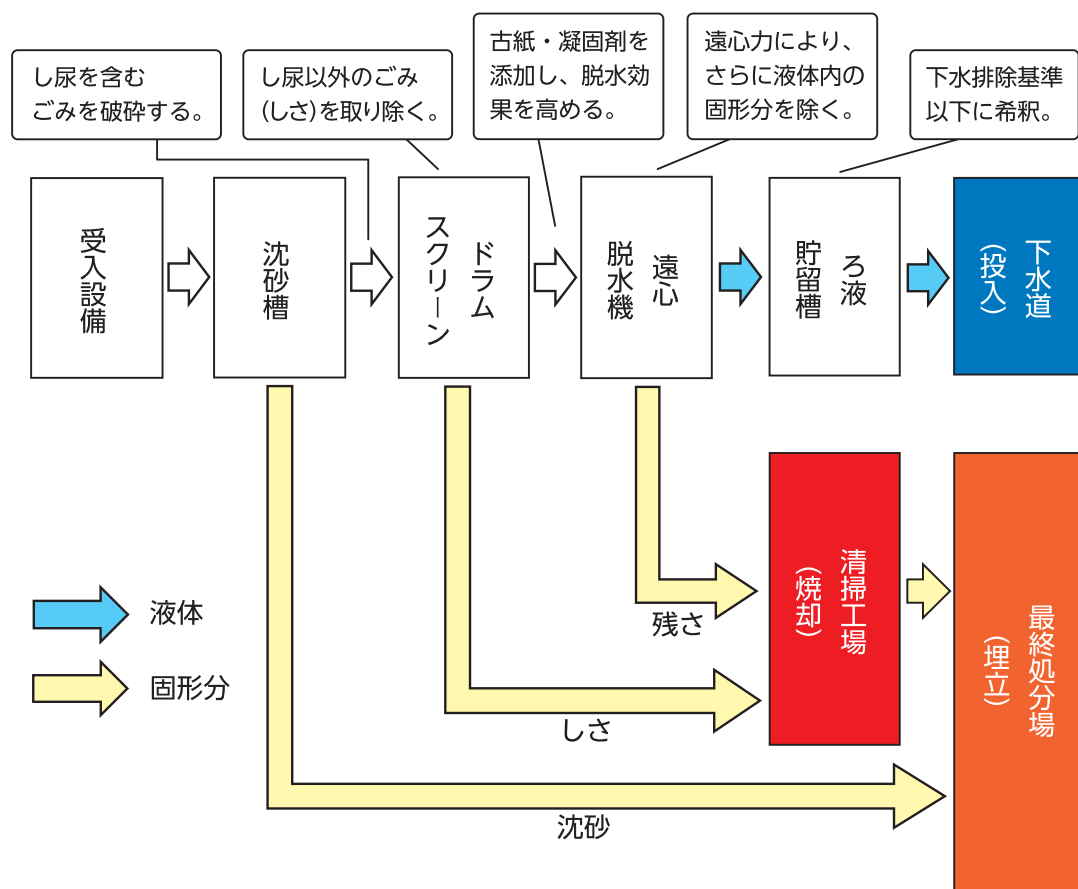
今後も施設の適正な維持管理を行い、東京都の下水排除基準を遵守します。



品川清掃作業所（品川区八潮 1-4-11）

表－８－２ 品川清掃作業所の施設の概要

施設名	しゅん工	形 式	規 模
品川清掃作業所	平成11年 1 月	希釈処理 (再生水及び清掃工場処理水)	100トン/日



図－８－１ 品川清掃作業所におけるし尿の下水道投入までの流れ



表－８－３ 下水道投入までのし尿等の処理実績

単位：百トン

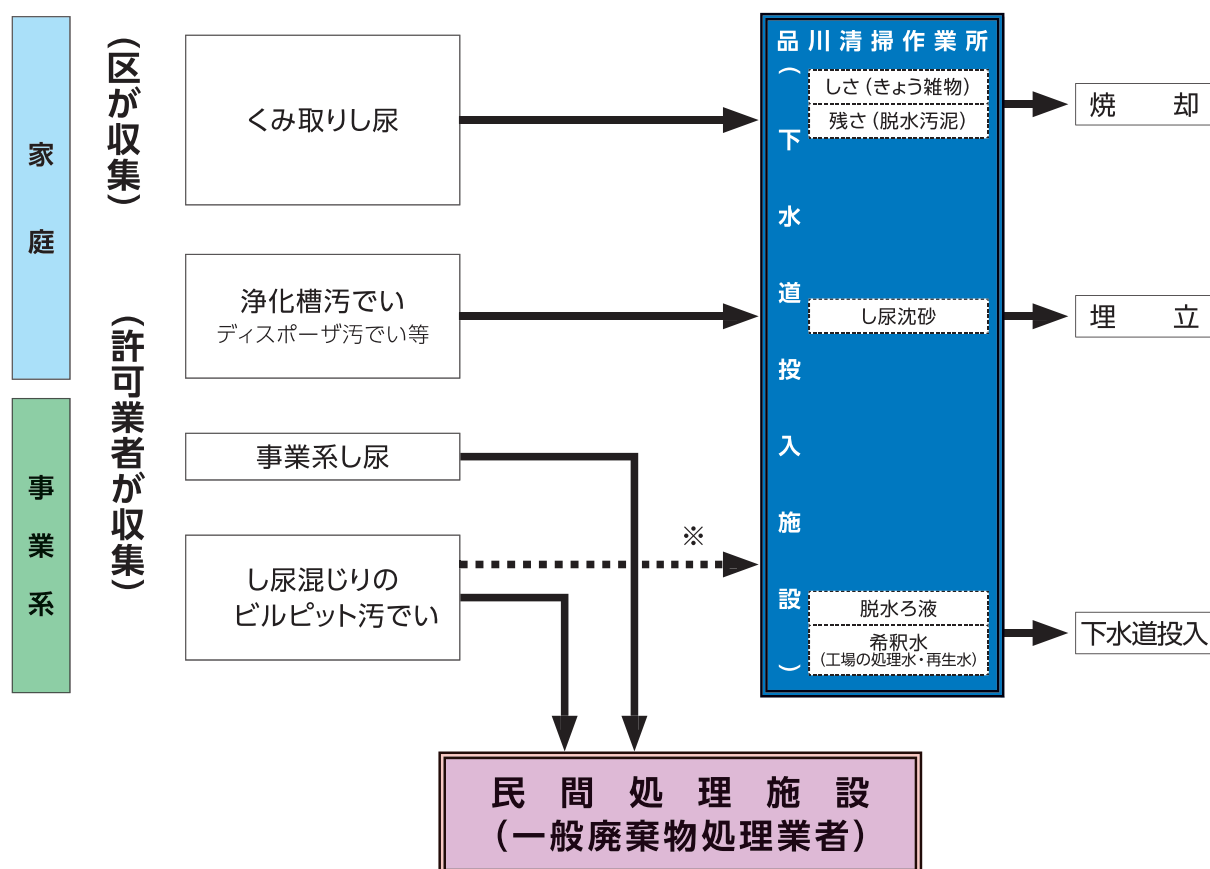
年度	収集 持込量	内 訳				処理量 ^{※1}	処理処分内訳	
		区収集	持込		その他 ^{※3}		下水道 投入	焼却 埋立
		し尿	浄化槽 ^{※2} 汚でい	ディスポーザ ^{※2} 汚でい				
令和2	152	11	28	63	50	150	147	4
令和3	148	10	28	64	47	144	141	4
令和4	141	9	26	62	44	143	140	4
令和5	138	8	26	63	42	143	140	3
令和6	142	7	25	66	44	141	138	3

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※1 処理量には、前年度末の未処理量から当該年度末の未処理量を差し引いた量を加えているため、収集持込量とは一致しない場合がある。

※2 ビルピット汚でいの持込量は浄化槽汚でいの持込量に含まれる。

※3 その他は、場内洗浄汚水等のことである。



※ し尿混じりのビルピット汚でいについては、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、各区が承認したものに限り、無料で受け入れている。

図－８－２ 下水道投入までのし尿等の処理フロー

コラム

資材も人件費も…施設整備費高騰の波

わたしたちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。特にここ数年は、食品や住宅、不動産などの価格上昇を実感している方も多いのではないのでしょうか。清掃工場の整備に係る費用も同様に、建設資材の高騰や労務単価の上昇等を受け、これまでと比べて大幅に増加しています。今後予定している施設整備についても、費用はさらに増加する見通しです。

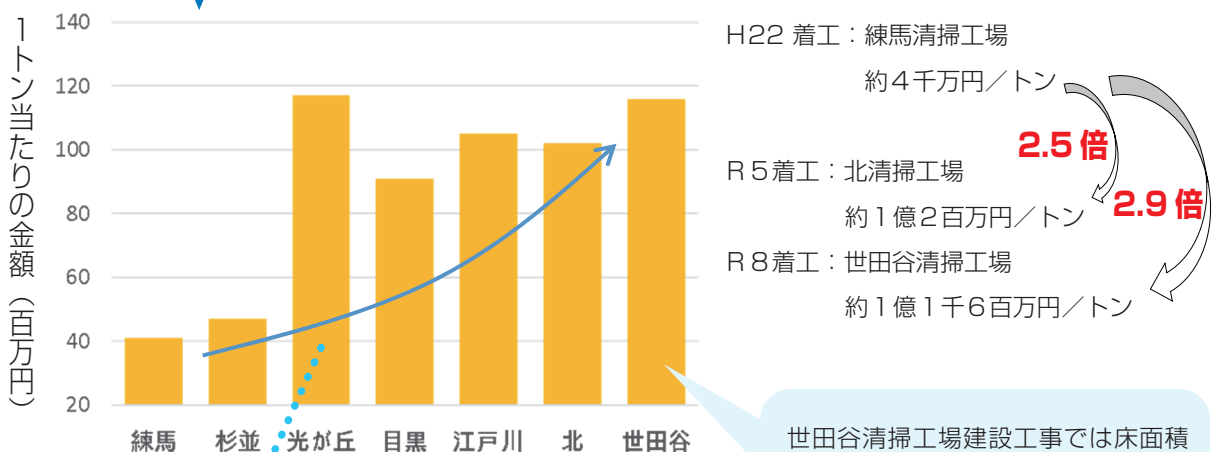
〔平成22年以降の清掃工場建設費の状況〕 令和8年6月時点

工場名 〔施設規模(トン/日)〕	工期 着工～しゅん工	建設費 (百万円)	1トン当たりの 金額(百万円)
練馬 [500]	H22.12～H27.11	19,917	40
杉並 [600]	H24.9～H29.9	28,355	47
光が丘 [300]	H28.6～R3.3	34,977	117
目黒 [600]	H29.6～R5.3	54,554	91
江戸川 [600]	R2.9～R9.5	62,848 (工事中)	105
北 [600]	R5.2～R12.11	61,228 (工事中)	102
世田谷 [600]	R8.6～R15.12	69,740 (契約額)	116

【建設費上昇の要因】

- ✓ 資材価格の上昇
…鉄骨やセメントなど
- ✓ 建設人件費の上昇
…人手不足、働き方改革など
- ✓ 燃料、輸送コスト増
…ガソリン代、電気代など
etc.

焼却能力1トン当たりの工事費にすると、**2.5**倍以上！！



この頃、東京2020オリンピック関連で建設需要が急増したため、全国的に工事費が割高になりました。

世田谷清掃工場建設工事では床面積の削減、地下掘削量の抑制、煙突外筒の再使用などコスト縮減に取り組んでいます。(資料編Ⅲ・8 P71参照)

清掃工場に運ばれるごみを減らせば、工場の負担や規模を小さくできるため、将来的には整備費の大幅縮減につながります。23区で取り組んでいるリサイクル事業への参加など、ごみの減量にご協力ください。

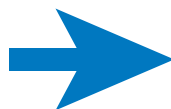


コラム

最終処分場を1日でも長く使うために ① ～最終処分量削減に向けた新たな取組の検討～

清掃工場で焼却処理されたごみは、焼却灰やばいじんとなることで、容積が約20分の1となります。清掃一組では、この焼却灰を資源化し、最終処分量の削減を図っています。現在は、「セメント原料化」「徐冷スラグ化」「焼成砂化」の方法（資料編Ⅴ 最終処分量削減の取組P75～）により資源化しています。更なる最終処分量の削減に向けて、焼却灰中の金属を除去するといった取組を検討しています。

金属除去前の焼却灰



除去された金属

